

第 24 回京都海区漁業調整委員会 次第

令和 6 年 7 月 25 日午後 2:00～
京都府水産事務所 研修室

1 開 会

2 議 案

第 1 号議案 特定水産資源（くろまぐろ）に関する令和 6 管理
年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）

【第 1 号議案資料】

3 報告事項

(1) 漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する
法律の一部改正について

【報告事項(1)】

(2) 大中型まき網漁業との調整について

【報告事項(2)】

(3) 最近のくろまぐろ遊漁への対応状況について

【報告事項(3)】

4 その他

5 閉 会

第22期 京都海区漁業調整委員会委員名簿

任期 令和3年4月1日から令和7年3月31日まで

役職	氏名	備考
会長	葭矢 譲	公益財団法人京都府水産振興事業団理事長
副会長	八木 一弘	伊根地区 釣漁業 (元) 京都府漁業協同組合理事
委員	津田 嘉春	舞鶴地区 釣漁業 京都府漁業協同組合理事
委員	川崎 芳彦	舞鶴地区 養殖業 京都府漁業協同組合総代
委員	狩野 安徳	宮津地区 定置網漁業 (元) 栗田漁業生産組合組合長理事 京都府信用漁業協同組合連合会代表監事
委員	石倉 尚正	伊根地区 定置網漁業 有限会社新井崎水産取締役
委員	村岡 繁樹	京丹後地区 定置網漁業 湊漁業株式会社代表取締役社長
委員	益田 玲爾	京都大学フィールド科学教育研究センター 副センター長
委員	池田 香代子	株式会社「ヒト屋」女将
委員	吉本 秀樹	伊根町長

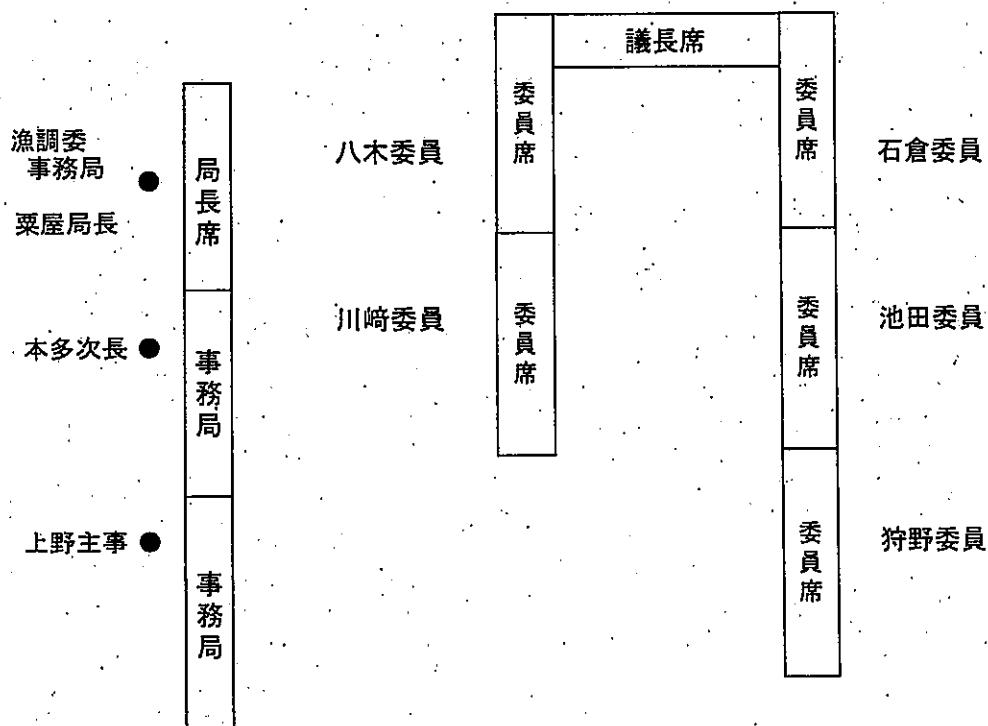
第22期京都海区漁業調整委員会

(第24回 委員会配席図)

令和6年7月25日(木)午後2時00分から

水産事務所 3階 研修室

葭矢会長



京都府 京都府

○ ○ ○
水産課 水谷技師 水産事務所漁政課
廣岡係長 永井課長

傍聴席 傍聴席

○
舞鶴市 水産課
真下課長

第1号議案資料

京都府

第1号議案 特定水産資源（くろまぐろ）に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）

【理由】

京都府知事から諮問がありましたので、答申に向けて御審議をお願いします。

【添付資料】

資料1－1 特定水産資源（くろまぐろ）に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）

資料1－2 令和6管理年度におけるくろまぐろの追加配分について



6水第343号
令和6年7月18日

京都海区漁業調整委員会
会長 菅矢 譲 様

京都府知事 西脇 隆俊



特定水産資源（くろまぐろ）に関する令和6管理年度における
知事管理漁獲可能量について（諮問）

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により定める、特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量を下記のとおり変更することについて、同条第5項で準用する同条第2項の規定により諮問します。

記

特定水産資源	知事管理区分	追加配分後
小型魚 (26.1t)	定置漁業	22.9t
	漁船漁業等（日本海）	1.0t
	漁船漁業等（その他海域）	0.1t
	留保	2.1t
大型魚 (31.8t)	定置漁業	28.41t
	漁船漁業等（日本海）	0.1t
	漁船漁業等（その他海域）	1.96t
	留保	1.33t

担当	水産課漁政企画係	難波
TEL	075-414-4992	

令和6管理年度におけるくろまぐろの追加配分について

○追加配分（国留保枠からの配分等）の内容

- ・配分数量は小型：+4.4トン、大型：+7.7トン（合計）小型26.1トン、大型31.8トン
- ・当該数量を府内各区分に配分するにあたり、
小型魚：府内漁獲・放流のほぼ全てを占める定置漁業へ全量配分
大型魚：令和3管理年度漁獲実績を基準として配分
- ・具体的な配分数量は下表のとおり

特定水産資源	知事管理区分	配分量	追加配分後
小型魚 (26.1t)	定置漁業	+4.4t	22.9t
	漁船漁業等（日本海）		1.0t
	漁船漁業等（その他海域）		0.1t
	留保		2.1t
大型魚 (31.8t)	定置漁業	+6.91t	28.41t
	漁船漁業等（日本海）		0.1t
	漁船漁業等（その他海域）	+0.76t	1.96t
	留保	+0.03t	1.33t

○上記配分に対する関係漁業者の意見

- ・特になし

報告事項（1）

京都府

漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部改正について

【内 容】

国際約束に基づく数量管理下にある太平洋くろまぐろについて、意図的な未報告流通事案が発生したことを踏まえ、再発防止に向けた改正法が、令和6年6月26日に公布されましたので、その概要について報告します。

【添付資料】

報告資料1-1 改正法案の概要

報告資料1-2 新旧対照表

漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案の概要

報告資料 1-1

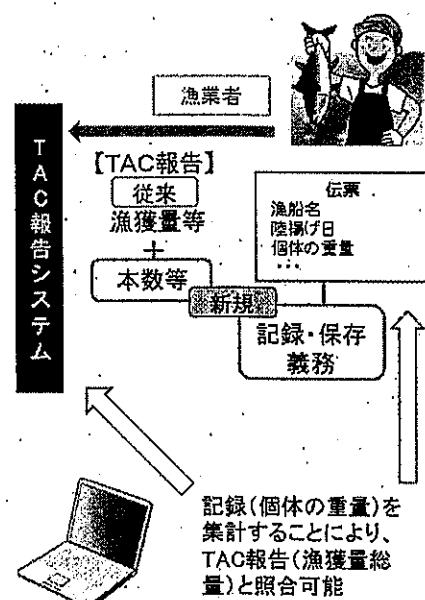
背景

- 太平洋クロマグロは、2010年頃に資源量が歴史的最低水準となったことから、国際的に厳格な漁獲可能量（TAC）による資源管理が行われた結果、資源が回復途上にある。
- このような中で、今般、TAC報告義務に違反した太平洋クロマグロが流通する事案が発生し、管理の強化が急務。
- このため、個体の経済的価値が高い太平洋クロマグロについて、TAC報告時の個体管理や、取引時の伝達・記録の義務付け、罰則の新設等の措置を講じる。

法律案の概要

1. 漁業法の一部改正

- (1) 資源管理に関する国際的な枠組み等を勘案して特に厳格な漁獲量の管理を行う必要があると認められるものとして省令で定める水産資源（特別管理特定水産資源。省令で太平洋クロマグロの大型魚の指定を想定。）について、以下の事項を措置。
- ① TAC報告事項について、現行の漁獲量等に加えて、採捕した個体の数を追加する。（第26条及び第30条）
 - ② TAC報告を行う際に使っている情報（船舶等の名称、個体の重量等）の記録の保存を義務付ける。（第26条及び第30条）
 - ③ TAC報告義務違反等の罰則について、法定刑を引き上げるとともに、新たに法人重科を設ける。（第192条及び第200条）
 - ④ TAC報告義務に違反し、かつ、当該違反行為を引き続きするおそれがある場合、即時に停泊命令を行えるようにする。（第27条及び第34条）
- (2) 漁船の操業位置を把握するための機器の設置等の命令に違反した場合の罰則の新設などその他の所要の改正を措置。（第195条）

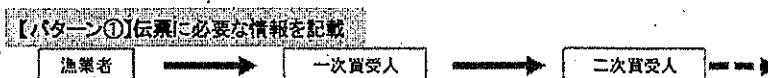


2. 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部改正

- (1) 特別管理特定水産資源等（太平洋クロマグロの大型魚を想定）について、
① 取引時における、船舶等の名称、個体の重量等の情報伝達（第7条及び第8条）

<想定される情報伝達パターン>

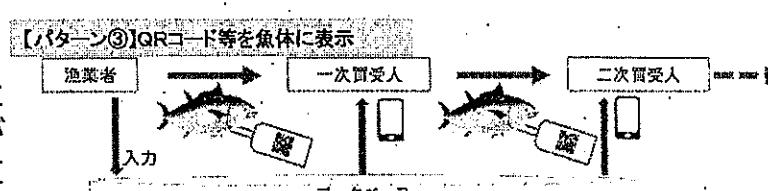
- ② 取引記録の作成・保存（第9条）
③ 輸出時の適法漁獲等証明書の添付（第13条）



- を義務付ける。
（2）情報伝達は、タグやQRコードの活用による方法も可能とする。



- （3）農林水産大臣が指定する民間機関による適法漁獲等証明書の交付を可能とすること（第14条～第30条）、事業者が情報伝達、取引記録の作成等の義務に違反したときの罰則を設けること（第37条）などその他の所要の改正を措置。



施行期日

※この他、法改正に伴い改正が必要となる持続的養殖生産確保法第4条第1項の表現を適正化する。

主要な規定は、公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

報告資料1-2

○ 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）（抄）（第一条関係）

漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

目次

第一章～第八章 (略)

第九章 雜則 (第百七十四条～第一百八十九条)

第十章 罰則 (第一百九十条～第二百一条)

附則

現 行

（傍線部分は改正部分）

目次

第一章～第八章 (略)

第九章 雜則 (第百七十四条～第一百八十八条)

第十章 罰則 (第一百八十九条～第一百九十八条)

附則

（国際的な枠組みとの関係）

第十三条 農林水産大臣は、資源管理基本方針を定めるに当たつては、水産資源の持続的な利用に関する国際機関その他の国際的な枠組み（我が国が締結した条約その他の国際約束により設けられたものに限る。以下この章及び第五十二条第二項において「国際的な枠組み」という。）において行われた資源評価を考慮しなければならない。

2・3 (略)

（国際的な枠組みとの関係）

第十三条 農林水産大臣は、資源管理基本方針を定めるに当たつては、水産資源の持続的な利用に関する国際機関その他の国際的な枠組み（我が国が締結した条約その他の国際約束により設けられたものに限る。以下この章及び第五十二条第二項において「国際的な枠組み」という。）において行われた資源評価を考慮しなければならない。

2・3 (略)

（漁獲量等の報告）

第二十六条 年次漁獲割当量設定者は、漁獲割当管理区分において、特定水産資源（次項に規定する特別管理特定水産資源を除く。）の採捕をしたときは、農林水産省令で定める期間内に、農林水産省令又は規則で定めるところにより、漁獲量その他漁獲の状況に関し農林水産省令で定める事項を、当該漁獲割当管理区分が大臣管理区分である場合には農林水産大臣、知事管理区分である場合には当該事管理区分に係る都道府県知事に報告しなければならない。

2 年次漁獲割当量設定者は、漁獲割当管理区分において、特定水産資源のうち、個体の経済的価値が高く、かつ、国際的な枠組み、資

（新設）

（漁獲量等の報告）

第二十六条 年次漁獲割当量設定者は、漁獲割当管理区分において、特定水産資源の採捕をしたときは、農林水産省令で定める期間内に、農林水産省令又は規則で定めるところにより、漁獲量その他漁獲の状況に関し農林水産省令で定める事項を、当該漁獲割当管理区分が大臣管理区分である場合には農林水産大臣、知事管理区分である場合には当該事管理区分に係る都道府県知事に報告しなければならない。

源評価、個体の取引状況その他の事情を勘案して特に厳格な漁獲量の管理を行う必要があると認められるものとして農林水産省令で定めるもの（以下この章及び第二百条第一号において「特別管理特定水産資源」という。）の採捕をしたときは、農林水産省令で定める期間内に、農林水産省令又は規則で定めるところにより、採捕をした個体の数、漁獲量その他漁獲の状況に関する農林水産省令で定める事項を、当該漁獲割当管理区分が大臣管理区分である場合には農林水産大臣、知事管理区分である場合には当該知事管理区分に係る都道府県知事に報告するとともに、農林水産省令で定めるところにより、当該採捕に係る船舶等の名称及び個体ごとの重量その他農林水産省令で定める事項に関する記録を作成し、その報告をした日から農林水産省令で定める期間保存しなければならない。

3 都道府県知事は、前二項の規定により報告を受けたときは、農林水産省令で定めるところにより、速やかに、当該事項を農林水産大臣に報告するものとする。

（停泊命令等）

第二十七条 農林水産大臣又は都道府県知事は、年次漁獲割当量設定者が、第二十五条第二項の規定に違反してその設定を受けた年次漁獲割当量を超えて特定水産資源の採捕をし、かつ、当該採捕を引き続きするおそれがあるとき、又は前条第二項の規定に違反して採捕した特別管理特定水産資源について報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、かつ、当該違反行為を引き続きするおそれがあるときは、当該採捕若しくは当該違反行為をした者が使用する船舶について停泊港及び停泊期間を指定して停泊を命じ、又は当該採捕に使用した漁具その他特定水産資源の採捕の用に供される物について期間を定してその使用的の禁止若しくは陸揚げを命ずることができる。

（漁獲量等の報告）

第三十条 漁獲割当管理区分以外の管理区分において特定水産資源の特別管理特定水産資源を除く。以下この項において同じ。）の採捕（漁獲努力量の総量の管理を行う管理区分（以下この項及び次条において「漁獲努力量管理区分」という。）にあつては、当該漁

2 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けたときは、農林水産省令で定めるところにより、速やかに、当該事項を農林水産大臣に報告するものとする。

（停泊命令等）

第二十七条 農林水産大臣又は都道府県知事は、年次漁獲割当量設定者が第二十五条第二項の規定に違反してその設定を受けた年次漁獲割当量を超えて特定水産資源の採捕をし、かつ、当該採捕を引き続きするおそれがあるときは、当該採捕若しくは当該違反行為をした者が使用する船舶について停泊港及び停泊期間を指定して停泊を命じ、又は当該採捕に使用した漁具その他特定水産資源の採捕の用に供される物について期間を指定してその使用的の禁止若しくは陸揚げを命ずることができる。

（漁獲量等の報告）

第三十条 漁獲割当管理区分以外の管理区分において特定水産資源の採捕（漁獲努力量の総量の管理を行う管理区分（以下この項及び次条において「漁獲努力量管理区分」という。）にあつては、当該漁

において「漁獲努力量管理区分」という。)にあつては、当該漁獲努力量に係る漁ろう。以下この款において同じ。)をする者は、特定水産資源の採捕をしたときは、農林水産省令で定める期間内に、農林水産省令又は規則で定めるところにより、当該特定水産資源の漁獲量(漁獲努力量管理区分にあつては、当該特定水産資源に係る漁獲努力量。以下この款において同じ。)その他漁獲の状況に關し農林水産省令で定める事項を、当該管理区分が大臣管理区分(漁獲割当管理区分以外のものに限る。以下この款において同じ。)である場合には農林水産大臣、知事管理区分(漁獲割当管理区分以外のものに限る。以下この款において同じ。)である場合には当該知事管理区分に係る都道府県知事に報告しなければならない。

- 2 漁獲割当管理区分以外の管理区分において特別管理特定水産資源の採捕をする者は、特別管理特定水産資源の採捕をしたときは、農林水産省令で定める期間内に、農林水産省令又は規則で定めるところにより、当該特別管理特定水産資源の個体の数及び漁獲量その他漁獲の状況に關し農林水産省令で定める事項を、当該管理区分が大臣管理区分である場合には農林水産大臣、知事管理区分である場合には当該知事管理区分に係る都道府県知事に報告するとともに、農林水産省令で定めるところにより、当該採捕に係る船舶等の名称及び個体ごとの重量その他の農林水産省令で定める事項を作成し、その報告をした日から農林水産省令で定める期間保存しなければならない。
- 3 都道府県知事は、前二項の規定により報告を受けたときは、農林水産省令で定めるところにより、速やかに、当該事項を農林水産大臣に報告するものとする。

(停泊命令等)

第三十四条 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁獲割当管理区分以外の管理区分において特別管理特定水産資源の採捕をする者が第三十条第二項の規定に違反して採捕した特別管理特定水産資源について報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、かつ、当該違反行為を引き続きするおそれがあるとき、又は前条の命令を受けた者が当該命

獲努力量に係る漁ろう。以下この款において同じ。)をする者は、特定水産資源の採捕をしたときは、農林水産省令で定める期間内に、農林水産省令又は規則で定めるところにより、当該特定水産資源の漁獲量(漁獲努力量管理区分にあつては、当該特定水産資源に係る漁獲努力量。以下この款において同じ。)その他漁獲の状況に關し農林水産省令で定める事項を、当該管理区分が大臣管理区分(漁獲割当管理区分以外のものに限る。以下この款において同じ。)である場合には農林水産大臣、知事管理区分(漁獲割当管理区分以外のものに限る。以下この款において同じ。)である場合には当該知事管理区分に係る都道府県知事に報告しなければならない。

(新設)

- 2 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けたときは、農林水産省令で定めるところにより、速やかに、当該事項を農林水産大臣に報告するものとする。

(停泊命令等)

第三十四条 農林水産大臣又は都道府県知事は、前条の命令を受けた者が当該命令に違反する行為をし、かつ、当該行為を引き続きするおそれがあるときは、当該行為をした者が使用する船舶について停泊港及び停泊期間を指定して停泊を命じ、又は当該行為に使用した漁具その他特定水産資源の採捕の用に供される物について期間を指

令に違反する行為をし、かつ、当該行為を引き続きするおそれがあるときは、当該違反行為若しくは当該行為をした者が使用する船舶

について停泊港及び停泊期間を指定して停泊を命じ、又は当該行為に使用した漁具その他特定水産資源の採捕の用に供される物について期間を指定してその使用の禁止若しくは陸揚げを命ずることができる。

(資源管理の状況等の報告等)

第五十二条 許可を受けた者は、農林水産省令で定めるところにより、当該許可に係る大臣許可漁業における資源管理の状況、漁業生産の実績その他の農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に報告しなければならない。ただし、第二十六条第一項若しくは第二項又は第三十条第一項若しくは第二項の規定により農林水産大臣に報告した事項については、この限りでない。

(略)

前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。

(資源管理の状況等の報告)

第九十条 漁業権者は、農林水産省令で定めるところにより、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況その他の農林水産省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、第二十六条第一項若しくは第二項又は第三十条第一項若しくは第二項の規定により都道府県知事に報告した事項については、この限りでない。

(略)

(広域漁業調整委員会の指示)

第一百二十九条 広域漁業調整委員会は、都道府県の区域を超えた広域的な見地から、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権(第一百八十四条の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行なう漁場に係る漁業権又は入漁権に限る。)の行使を適切にし、

定してその使用の禁止若しくは陸揚げを命ずることができる。

(資源管理の状況等の報告等)

第五十二条 許可を受けた者は、農林水産省令で定めるところにより、当該許可に係る大臣許可漁業における資源管理の状況、漁業生産の実績その他の農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に報告しなければならない。ただし、第二十六条第一項又は第三十条第一項の規定により農林水産大臣に報告した事項については、この限りでない。

(略)

(新設)

(資源管理の状況等の報告)

第九十条 漁業権者は、農林水産省令で定めるところにより、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況その他の農林水産省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、第二十六条第一項又は第三十条第一項の規定により都道府県知事に報告した事項については、この限りでない。

(略)

(広域漁業調整委員会の指示)

第一百二十九条 広域漁業調整委員会は、都道府県の区域を超えた広域的な見地から、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権(第一百八十三条の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行なう漁場に係る漁業権又は入漁権に限る。)の行使を適切にし、

漁場（同条の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行つものに限る。）の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

254 (略)

(特定水産動植物の採捕の禁止)

第一百三十二条 何人も、特定水産動植物（財産上の不正な利益を得る目的で採捕されるおそれが大きい水産動植物であつて当該目的による採捕が当該水産動植物の生育又は漁業の生産活動に深刻な影響をもたらすおそれが大きいものとして農林水産省令で定めるものをいう。次項第四号及び第一百九十条において同じ。）を採捕してはならない。

2 (略)

第九章 雜則

第一百七十四条～第一百七十七条 (略)

(漁業者等に関する情報の利用等)

第一百七八条 農林水産大臣及び都道府県知事は、其所掌事務の遂行に必要な限度で、その保有する漁業者又は漁獲物若しくはその製品に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用し、又は相互に提供することができる。
農林水産大臣及び都道府県知事は、其所掌事務の遂行に必要な限度で、関係する国の行政機関、地方公共団体その他の者に対して漁業者又は漁獲物若しくはその製品に関する情報の提供を求めることができる。

(行政手続法の適用除外)

漁場（同条の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行つものに限る。）の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

254 (略)

(特定水産動植物の採捕の禁止)

第一百三十二条 何人も、特定水産動植物（財産上の不正な利益を得る目的で採捕されるおそれが大きい水産動植物であつて当該目的による採捕が当該水産動植物の生育又は漁業の生産活動に深刻な影響をもたらすおそれが大きいものとして農林水産省令で定めるものをいう。次項第四号及び第一百八十九条において同じ。）を採捕してはならない。

2 (略)

第九章 雜則

第一百七十四条～第一百七十七条 (略)

(新設)

(行政手続法の適用除外)

第一百七十九条 第二十七条及び第三十四条の規定、第八十六条第一項（免許後に条件を付ける場合に限る。）、第八十九条第一項、第九十二条第一項及び第二項並びに第九十三条第一項の規定（これらの規定を第八十八条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）並びに第一百六条第二項及び第三項、第一百三十一条第一項（第二十五条第一項の規定に違反する行為に係るものに限る。）、第一百六十九条第二項並びに第一百七十七条第十四項において準用する同条第六項の規定による処分については、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は適用しない。

2 (略)

第一百八十一条～第一百八十三条 (略)

(管轄の特例)

第一百八十四条 (略)

第一百八十五条 (略)

第一百八十六条～第一百八十九条 (略)
第十章 罰則

第一百九十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑又は三千万円以下の罰金に処する。

一 第百三十二条第一項の規定に違反して特定水産動植物を採捕したとき。

二 前号の犯罪に係る特定水産動植物又はその製品を、情を知つて運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分の媒介若しくはあつせんをしたとき。

第一百七十八条 第二十七条及び第三十四条の規定、第八十六条第一項（免許後に条件を付ける場合に限る。）、第八十九条第一項、第九十二条第一項及び第二項並びに第九十三条第一項の規定（これらの規定を第八十八条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）並びに第一百六条第二項及び第三項、第一百三十一条第一項（第二十五条第一項の規定に違反する行為に係るものに限る。）、第一百六十九条第二項並びに前条第十四条において準用する同条第六項の規定による処分については、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は適用しない。

2 (略)

第一百七十九条～第一百八十二条 (略)

(管轄の特例)

第一百八十三条 (略)

第一百八十五条～第一百八十八条 (略)
第十章 罚則

第一百八十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑又は三千万円以下の罰金に処する。

一 第百三十二条第一項の規定に違反して特定水産動植物を採捕した者

二 前号の犯罪に係る特定水産動植物又はその製品を、情を知つて運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分の媒介若しくはあつせんをした者

第一百九十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十五条の規定に違反して特定水産資源を採捕したとき。
- 二 第二十七条、第三十三条、第三十四条又は第一百三十一条第一項の規定による命令に違反したとき。
- 三 第三十六条第一項又は第五十七条第一項の規定に違反して大臣許可漁業又は知事許可漁業を営んだとき。

四 第四十七条（第五十八条において準用する場合を含む。）の許可を受けずに、第四十二条第一項（第五十八条において読み替え準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の農林水産省令又は規則で定める事項について、同項の規定により定められた制限措置と異なる内容により、大臣許可漁業又は知事許可漁業を営んだとき。

五 大臣許可漁業の許可、漁業権又は第八十八条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による漁業の許可に付けた条件に違反して漁業を営んだとき。

六 大臣許可漁業、知事許可漁業若しくは第八十八条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により許可を受けた漁業の停止中その漁業を営み、第六十条第二項に規定する定置漁業権若しくは区画漁業権の行使の停止中その漁業を営み、又は同項に規定する共同漁業権の行使の停止中その漁場において行使を停止した漁業を営んだとき。

七 第六十八条の規定に違反して定置漁業又は区画漁業を営んだとき。

八 第百十九条第一項の規定による禁止に違反して漁業を営み、又は同項の規定による許可を受けないで漁業を営んだとき。

第一百九十二条 第二十六条第二項又は第三十条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該違反行為をした者は一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第一百九十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十五条の規定に違反して特定水産資源を採捕した者
- 二 第二十七条、第三十三条、第三十四条又は第一百三十一条第一項の規定による命令に違反した者
- 三 第三十六条第一項又は第五十七条第一項の規定に違反して大臣許可漁業又は知事許可漁業を営んだ者

四 第四十七条（第五十八条において準用する場合を含む。）の許可を受けずに、第四十二条第一項（第五十八条において読み替え準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の農林水産省令又は規則で定める事項について、同項の規定により定められた制限措置と異なる内容により、大臣許可漁業又は知事許可漁業を営んだ者

五 大臣許可漁業の許可、漁業権又は第八十八条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による漁業の許可に付けた条件に違反して漁業を営んだ者

六 大臣許可漁業、知事許可漁業若しくは第八十八条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により許可を受けた漁業の停止中その漁業を営み、第六十条第二項に規定する定置漁業権若しくは区画漁業権の行使の停止中その漁業を営み、又は同項に規定する共同漁業権の行使の停止中その漁場において行使を停止した漁業を営んだ者

七 第六十八条の規定に違反して定置漁業又は区画漁業を営んだ者は

八 第百十九条第一項の規定による禁止に違反して漁業を営み、又は同項の規定による許可を受けないで漁業を営んだ者は

（新設）

第一百九十三条 第百二十一条第十一項（第二百二十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

第一百九十四条 第百九十条、第一百九十二条又は前条の場合においては犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕若しくは養殖の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

第一百九十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十六条第一項又は第三十条第一項の規定による報告をせず又は虚偽の報告をしたとき。
- 二 第五十二条第二項（第五十八条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。
- 三 第五十二条第三項（第五十八条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。
- 四 知事許可漁業の許可に付けた条件に違反して漁業を営んだとき
- 五 第八十二条の規定に違反して漁業権を貸付けの目的としたとき
- 六 第百二十八条第三項の規定による漁業監督官又は漁業監督吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
- 七 第百六十五条第四項の規定に違反したとき。
- 八 第百七十六条第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第一百九十二条 前三条の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕若しくは養殖の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

第一百九十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十六条第一項又は第三十条第一項の規定による報告をせず又は虚偽の報告をした者

（新設）

- 二 知事許可漁業の許可に付けた条件に違反して漁業を営んだ者
- 三 第八十二条の規定に違反して漁業権を貸付けの目的とした者
- 四 第百二十八条第三項の規定による漁業監督官又は漁業監督吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 五 第百六十五条第四項の規定に違反した者
- 六 第百七十六条第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

九 第百七十六条第二項の規定による当該職員の測量、検査、移転又は除去を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第一百九十六条 第百九十条から第一百九十三条まで又は前条第五号の罪を犯した者には、情状により、拘禁刑及び罰金を併科することができる。

第一百九十七条 漁業権又は組合員行使権を侵害したときは、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に處する。

(略)

第一百九十八条 第二十六条第二項又は第三十条第二項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかつたときは、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に處する。

第一百九十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、十万円以下の罰金に處する。

一 第五十条（第五十八条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二 第百二十二条の規定による命令に違反したとき。

(削る。)

2 漁場又は漁具その他水産動植物の採捕若しくは養殖の用に供される物の標識を移転し、汚損し、又は損壊した者は、十万円以下の罰金に處する。

第二百条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関する、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対し当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

七 第百七十六条第二項の規定による当該職員の測量、検査、移転又は除去を拒み、妨げ、又は忌避した者

第一百九十四条 第百八十九条から第一百九十二条まで又は前条第三号の罪を犯した者には、情状により、拘禁刑及び罰金を併科することができる。

第一百九十五条 漁業権又は組合員行使権を侵害した者は、百万円以下の罰金に處する。

(略)

(新設)

第一百九十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に處する。

一 第五十条（第五十八条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第百二十二条の規定に基づく命令に違反した者

三 漁場又は漁具その他水産動植物の採捕若しくは養殖の用に供される物の標識を移転し、汚損し、又は損壊した者

(新設)

第一百九十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関する、第百八十九条から第一百九十二条まで、第一百九十三条、第一百九十五条第一項又は前条第一号若しくは第二号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、各本条の罰金刑を科する。

第一百九十二条第一号（特別管理特定水産資源に係る部分に限る）

(新設)

。)若しくは第二号（特別管理特定水産資源に関する部分に限る。）又は第三十三条又は第三十四条の規定による命令に係る部分に限る。)又は第一百九十二条第一号以下の罰金刑

二 第百九十条、第一百九十二条第一号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第一百九十三条、第一百九十五条、第一百九十七条第一項、第一百九十八条又は前条第一項 各本条の罰金刑

第一百二十二条

(略)

第一百九十八条

(略)

○ 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和二年法律第七十九号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

目次

第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 特定第一種水産動植物等に関する規制
第一節 国内流通の規制に関する規制（第三条—第十二条）
第二節 輸出の規制に関する規制（第十三条—第三十条）
第三章 特定第二種水産動植物等に関する規制（第三十一条—第三十二条）
第四章 雜則（第三十二条—第三十四条）
第五章 嘲則（第三十五条—第四十条）
附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国内において違法に採捕された水産動植物又は水産資源の保存及び管理のため我が国の措置に違反した行為に係る水産動植物の流通により水産資源の減少のおそれがあること及び海外において違法に採捕された水産動植物の輸入を規制する必要性が国際的に高まっていることに鑑み、これらの水産動植物の流通を防止するため、特定の水産動植物等について、取扱事業者間にかかる情報の伝達並びに取引の記録の作成及び保存並びに違法に採捕されたものである旨を証する書類の輸出入に際する添付の義務付け等の措置を講ずることにより、当該水産動植物等の国内流通の適正化及び輸出入の適正化を図り、もって違法な漁業の抑止及び水産資源の持続的な利用に寄与するとともに、漁業及びその関連産業の健全な発展に資することを目的とする。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 特定第一種水産動植物等に関する規制（第三条—第十一条）
第三章 特定第二種水産動植物等に関する規制（第十一条）
第四章 雜則（第十二条—第十四条）
第五章 嘲則（第十五条—第十八条）
附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国内において違法に採捕された水産動植物の流通により国内水産資源の減少のおそれがあること及び海外において違法に採捕された水産動植物の輸入を規制する必要性が国際的に高まっていることに鑑み、違法に採捕された水産動植物の流通を防止するため、特定の水産動植物等について、取扱事業者間にかかる情報の伝達並びに取引の記録の作成及び保存並びに違法に採捕されたものである旨を証する書類の輸出入に際する添付の義務付け等の措置を講ずることにより、当該水産動植物等の国内流通の適正化及び輸出入の適正化を図り、もって違法な漁業の抑止及び水産資源の持続的な利用に寄与するとともに、漁業及びその関連産業の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定第一種水産動植物」とは、水産動植物のうち、次に掲げるものをいう。

一 国内において違法かつ過剰な採捕（外国漁船（日本船舶以外の船舶であつて、漁ろう設備を有する船舶その他の漁業の用に供されているものをいう。第七項において同じ。）によるものを除く。）が行われるおそれが大きいと認められるもの（次号に掲げるものを除く。）であつて、その資源の保存及び管理を図ることが特に必要と認められるものとして農林水産省令で定めるもの

二 次のイ又はロのいずれかに該当するもの

イ 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三十六条第二項に規定する特別管理特定水産資源（同法の規定による措置のみによつて違法かつ過剰な採捕を有效地に防止することができると認められるものとして農林水産省令で定めるものを除く。）

ロ 水産資源の保存及び管理のための我が国の措置に違反する行為が行われるおそれが大きいと認められる水産動植物であつて、その資源の保存及び管理を図ることが特に必要と認められるものとして農林水産省令で定めるもの

3 この法律において「特定第一種水産動植物等」とは、次に掲げるものをいう。

一 特定第一種第一号水産動植物及び特定第一種第一号水産動植物を原材料とする加工品のうちその国内流通の規制に関する措置を講ずることが必要と認められるものとして農林水産省令で定めるもの

二 特定第一種第二号水産動植物及び特定第一種第二号水産動植物を原材料とする加工品のうちその国内流通の規制に関する措置を講ずることが必要と認められるものとして農林水産省令で定めるもの

(定義)

第二条 この法律において「特定第一種水産動植物」とは、水産動植物のうち、国内において違法かつ過剰な採捕（外国漁船（日本船舶以外の船舶であつて、漁ろう設備を有する船舶その他の漁業の用に供されているものをいう。第四項において同じ。）によるものを除く。）が行われるおそれが大きいと認められるものであつて、その資源の保存及び管理を図ることが特に必要と認められるものとして農林水産省令で定めるものをいう。

2 この法律において「特定第一種水産動植物等」とは、特定第一種水産動植物及び特定第一種水産動植物を原材料とする加工品のうちその国内流通の規制に関する措置を講することが必要と認められるものとして農林水産省令で定めるもの

(新設)

4

この法律において「特定第一種第一号水産動植物等」とは、前項第一号に掲げるものをいい、「特定第一種第二号水産動植物等」とは、同項第二号に掲げるものをいう。

(略)

(新設)

3 | (略)

この法律において「適法漁獲等証明書」とは、特定第一種水産動植物等（加工品にあつては、その原材料である特定第一種水産動植物）が次の各号のいずれかに該当する旨を証する農林水産大臣又は第十四条第一項に規定する指定交付機関が交付する証明書をいう。

一 漁業法その他の関係法令の規定による特定第一種第一号水産動植物を採捕する権限に基づき採捕の事業を行う者によつて採捕された特定第一種第一号水産動植物等であること。

二 輸入され、若しくは養殖された特定第一種第一号水産動植物（国内において採捕された特定第一種第一号水産動植物を用いて養殖されたものを除く。）又はこれらを原材料とする加工品である。

特定第一種第一号水産動植物等（以下「輸入・養殖特定第一種第一号水産動植物等」という。）であること。

三 第七条第一項又は第八条第一項の規定により伝達すべき事項を特定することができる特定第一種第二号水産動植物等であること。

四 輸入され、若しくは養殖された特定第一種第二号水産動植物又はこれらを原材料とする加工品である特定第一種第二号水産動植物等（以下「輸入・養殖特定第一種第二号水産動植物等」という。）であること。

9 | 7 · 8 | (略)

農林水産大臣は、第一項第一号並びに第二号イ及びロ並びに第七項の農林水産省令を定め、又はこれらを変更しようとするときは、あらかじめ、水産政策審議会の意見を聴かなければならぬ。

第二章 特定第一種水産動植物等に関する規制

第一節 国内流通の規制に関する措置

4 | 4 · 5 | (略)

農林水産大臣は、第一項及び第四項の農林水産省令を定め、又はこれらを変更しようとするときは、あらかじめ、水産政策審議会の意見を聴かなければならぬ。

第二章 特定第一種水産動植物等に関する規制

(特定第一種第一号水産動植物の採捕の事業を行う者の届出)

第二条 特定第一種第一号水産動植物の採捕の事業を行う者であつて、自ら

が採捕した特定第一種水産動植物又はこれを原材料とする加工品で、自らが採捕した特定第一種水産動植物又はこれを原材料とする加工品である特定第一種水産動植物等の譲渡しの事業を行おうとするもの、行おうとするもの（その所属する団体が当該者に代わってこれらの特定第一種第一号水産動植物等の譲渡しの事業を行おうとするもの）、は、当該団体）は、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、当該採捕の事業が漁業法その他の関係法令の規定による特定第一種第一号水産動植物を採捕する権限に基づき行われるものである旨その他の農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

（略）

3 2 前項の規定による通知を受けた者（以下「届出採捕者」という。）

）は、第一項の規定による届出に係る事項に変更（当該届出に係る特定第一種第一号水産動植物の採捕の事業の廃止を含む。）があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

（届出採捕者による情報の伝達）

第四条 届出採捕者は、自ら（届出採捕者が前条第一項に規定する団体である場合にあつては、当該団体に所属する者）が採捕した特定第一種第一号水産動植物又はこれを原材料とする加工品である特定第一種第一号水産動植物等について他の特定第一種水産動植物等取扱事業者（特定第一種第一号水産動植物等の販売、輸出、加工、製造又は提供の事業を行う者に限る。以下この条から第六条までにおいて同じ。）への譲渡し又は引渡しをするときは、農林水産省令で定めるところにより、その包装、容器又は送り状への表示その他の方法により、これらの特定第一項の規定による通知に係る番号「漁獲番号」という。）その他農林水産省令で定める事項を、当該他の特定第一種水産動植物等取扱事業者に伝達しなければならない。

(特定第一種水産動植物の採捕の事業を行う者の届出)

第三条 特定第一種水産動植物の採捕の事業を行う者であつて、自ら

が採捕した特定第一種水産動植物又はこれを原材料とする加工品である特定第一種水産動植物等の譲渡しの事業を行おうとするもの、その所属する団体が当該者に代わってこれらの特定第一種水産動植物等の譲渡しの事業を行う場合にあつては、当該団体）は、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、当該採捕の事業が漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）その他の関係法令の規定による特定第一種水産動植物を採捕する権限に基づき行われるものである旨その他の農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

（略）

3 2 前項の規定による通知を受けた者（以下「届出採捕者」という。）

）は、第一項の規定による届出に係る事項に変更（当該届出に係る特定第一種水産動植物の採捕の事業の廃止を含む。）があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

（届出採捕者による情報の伝達）

第四条 届出採捕者は、自ら（届出採捕者が前条第一項に規定する団体である場合にあつては、当該団体に所属する者）が採捕した特定第一種水産動植物又はこれを原材料とする加工品である特定第一種水産動植物等について他の特定第一種水産動植物等取扱事業者への譲渡しをするときは、農林水産省令で定めるところにより、その包装、容器又は送り状への表示その他の方法により、これらの特定第一種水産動植物等の名称、同条第二項の規定による通知に係る番号を含む漁獲に関する番号（以下「漁獲番号」という。）その他農林水産省令で定める事項を、当該他の特定第一種水産動植物等取扱事業者に伝達しなければならない。

(特定第一種水産動植物等取扱事業者間における特定第一種第一号

水産動植物等に関する情報の伝達)

第五条 特定第一種水産動植物等取扱事業者は、他の特定第一種水産動植物等取扱事業者から譲り受け、又は引き受けた特定第一種第一号水産動植物等について他の特定第一種水産動植物等取扱事業者へ譲渡し又は引渡しをするときは、農林水産省令で定めるところにより、その包装、容器又は送り状への表示その他の方法により、当該特定第一種第一号水産動植物等の名称、漁獲番号その他農林水産省令で定める事項を、当該他の特定第一種水産動植物等取扱事業者に伝達しなければならない。

(略)

3 2 4 他 特定第一種水産動植物等取扱事業者から特定第一種第一号水産動植物等の引渡しの委託を受けた特定第一種水産動植物等取扱事業者は、当該引渡しに当たつて、前項の規定により荷口番号を伝達したときは、農林水産省令で定めるところにより、当該荷口番号を、当該委託をした特定第一種水産動植物等取扱事業者に伝達しなければならない。

4 輸入・養殖 特定第一種第一号水産動植物等についての第一項の規定の適用については、同項中「漁獲番号」とあるのは、「輸入・養殖特定第一種第一号水産動植物等である旨」とする。

(特定第一種第一号水産動植物等に関する取引の記録の作成及び保存)

第六条 特定第一種水産動植物等取扱事業者は、特定第一種第一号水産動植物等について他の特定第一種水産動植物等取扱事業者（これに準ずる者として農林水産省令で定めるものを含む。）との間での譲渡し等（譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引受けをいう以下）の項及び第九条において同じ。）をしたとき、又は廃棄若

(特定第一種水産動植物等取扱事業者間における情報の伝達)

第五条 特定第一種水産動植物等取扱事業者は、他の特定第一種水産動植物等取扱事業者から譲り受けた特定第一種水産動植物等について他の特定第一種水産動植物等取扱事業者への譲渡し又は引渡しをするときは、農林水産省令で定めるところにより、その包装、容器又は送り状への表示その他の方法により、当該特定第一種水産動植物等の名称、漁獲番号その他農林水産省令で定める事項を、当該他の特定第一種水産動植物等取扱事業者に伝達しなければならない。

(略)

3 2 4 他 特定第一種水産動植物等取扱事業者から特定第一種水産動植物等の引渡しの委託を受けた特定第一種水産動植物等取扱事業者は、当該引渡しに当たつて、前項の規定により荷口番号を伝達したときは、農林水産省令で定めるところにより、当該荷口番号を、当該委託をした特定第一種水産動植物等取扱事業者に伝達しなければならない。

4 輸入され、若しくは養殖された特定第一種水産動植物（国内において採捕された特定第一種水産動植物を用いて養殖されたものを除く。）又はこれらを原材料とする加工品である特定第一種水産動植物等（以下「輸入・養殖水産動植物等」という。）についての第一項の規定の適用については、同項中「漁獲番号」とあるのは、「第四項に規定する輸入・養殖水産動植物等である旨」とする。

(取引の記録の作成及び保存)

第六条 特定第一種水産動植物等取扱事業者は、特定第一種水産動植物等について他の特定第一種水産動植物等取扱事業者（これに準ずる者として農林水産省令で定めるものを含む。）との間での譲渡し等（譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引受けをいう以下）の項及び第九条において同じ。）をしたとき、又は廃棄若しくは亡失したときは、農林水

しくは亡失をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、当該特定第一種第一号水産動植物等に関する次に掲げる事項の記録を作成し、当該譲渡し等又は当該廃棄若しくは亡失をした日から農林水産省令で定める期間保存しなければならない。ただし、届出採捕者が第三条第一項に規定する団体である場合において当該団体に所属する者が当該届出に係る特定第一種第一号水産動植物等の譲渡し等をした場合、少量の特定第一種第一号水産動植物等について廃棄又は亡失をした場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

一〇六 (略)

3.2 (略)
3. 輸入・養殖特定第一種第一号水産動植物等についての第一項の規定の適用については、同項第五号中「漁獲番号又は荷口番号」とあるのは、「輸入・養殖特定第一種第一号水産動植物等である旨」とする。

(特定第一種第二号水産動植物採捕事業者による情報の伝達)

第七条 特定第一種第二号水産動植物の採捕の事業を行う者であつて自らが採捕した特定第一種第二号水産動植物又はこれを原材料とする加工品である特定第一種第二号水産動植物等の譲渡しの事業を行ふもの（以下「特定第一種第二号水産動植物採捕事業者」という。）は、これらの特定第一種第二号水産動植物等について他の特定第一種水産動植物等取扱事業者（特定第一種第一号水産動植物等の販売、輸出、加工、製造又は提供の事業を行う者に限る。以下この条から第九条までにおいて同じ。）への譲渡し又は引渡しをするとき（当該引渡しの相手方に自らが採捕した特定第一種第二号水産動植物の計量の委託をしている場合にあつては、譲渡しをするとき）は、農林水産省令で定めるところにより、その包装、容器又は送り状への表示その他の方法により、これらの特定第一種第二号水産動植物等の名称、これらの特定第一種第一号水産動植物等（加工品にあつては、その原材料である特定第一種第一号水産動植物）の採捕に使用した船舶等（漁業法第八条第三項に規定する船舶等をいう。

産省令で定めるところにより、当該特定第一種水産動植物等に関する次に掲げる事項の記録を作成し、当該譲渡し等又は当該廃棄若しくは亡失をした日から農林水産省令で定める期間保存しなければならない。ただし、届出採捕者が第三条第一項に規定する団体である場合において当該団体に所属する者が当該届出に係る特定第一種水産動植物等の譲渡し等をした場合、少量の特定第一種水産動植物等について廃棄又は亡失をした場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

一〇六 (略)

3.2 (略)
3. 輸入・養殖水産動植物等についての第一項の規定の適用については、同項第五号中「漁獲番号又は荷口番号」とあるのは、「輸入・養殖水産動植物等である旨」とする。

(新設)

次条第一項において同じ。)の名称及び採捕後、譲渡し、引渡し又は加工をする時までの間に計量した重量その他農林水産省令で定める事項を、当該他の特定第一種水産動植物等取扱事業者に伝達しなければならない。

2) 前項の場合において、特定第一種第二号水産動植物採捕事業者が譲渡し又は引渡しをする特定第一種第二号水産動植物等について、同項の規定により伝達すべき事項を当該譲渡し又は引渡しの相手方が知ることができるようにする措置として農林水産省令で定めるものがとられている場合であつて、当該特定第一種第二号水産動植物採捕事業者が、農林水産省令で定めるところにより、当該事項を知る」とができる方法を当該相手方に伝達したときは、当該特定第一種第二号水産動植物採捕事業者は、同項の規定による伝達をしたものとみなす。

(特定第一種水産動植物等取扱事業者間における特定第一種第二号水産動植物等に関する情報の伝達)

第八条 特定第一種水産動植物等取扱事業者は、他の特定第一種水産動植物等取扱事業者から譲り受け、又は引き受けた特定第一種第二号水産動植物等について他の特定第一種水産動植物等取扱事業者への譲渡し又は引渡しをするときは、農林水産省令で定めるところにより、その包装、容器又は送り状への表示その他の方法により、当該特定第一種第二号水産動植物等の名称、当該特定第一種第二号水産動植物等(加工品にあつては、その原材料である特定第一種第二号水産動植物)の採捕に使用した船舶等の名称及び前条第一項に規定する重量その他農林水産省令で定める事項を、当該他の特定第一種水産動植物等取扱事業者に伝達しなければならない。

2) 輸入・養殖特定第一種第二号水産動植物等についての前項の規定の適用については、同項中「当該特定第一種第二号水産動植物等」(加工品にあつては、その原材料である特定第一種第二号水産動植物)の採捕に使用した船舶等の名称及び前条第一項に規定する重量」とあるのは、「輸入・養殖特定第一種第二号水産動植物等である旨」とする。

(新設)

3

前条第二項の規定は、第一項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による特定第一種水産動植物等取扱事業者間における情報の伝達について準用する。

（特定第一種第二号水産動植物等に関する取引の記録の作成及び保存）

第九条 特定第一種水産動植物等取扱事業者は、特定第一種第二号水産動植物等について他の特定第一種水産動植物等取扱事業者（これに準ずる者として農林水産省令で定めるものを含む。）との間での譲渡し等をしたとき、又は廃棄若しくは失をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、当該特定第一種第二号水産動植物等に関する第六条第一項第一号から第四号までに掲げる事項その他農林水産省令で定める事項の記録を作成し、当該譲渡し等又は当該廃棄若しくは失をした日から農林水産省令で定める期間保存しなければならない。ただし、少量の特定第一種第二号水産動植物等について廃棄又は失をした場合その他の農林水産省令で定める場合はこの限りでない。

（勧告及び命令）

第十条 （略）

2 農林水産大臣は、特定第一種水産動植物等取扱事業者が第五条第一項（同条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第三項、第六条第一項（同条第三項の規定により読み替え適用する場合を含む。）若しくは第二項、第八条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は前条の規定を遵守していないと認めるときは、当該特定第一種水産動植物等取扱事業者に対し、必要な措置を講すべき旨の勧告をすることができる。

3 農林水産大臣は、特定第一種第二号水産動植物採捕事業者が第七条第一項の規定を遵守していないと認めるときは、当該特定第一種第二号水産動植物採捕事業者に対し、必要な措置を講すべき旨の勧告をすることができる。

（新設）

（勧告及び命令）

第七条 （略）

2 農林水産大臣は、特定第一種水産動植物等取扱事業者が前二条の規定を遵守していないと認めるときは、当該特定第一種水産動植物等取扱事業者に対し、必要な措置を講すべき旨の勧告をすることができる。

（新設）

4

農林水産大臣は、第一項に規定する勧告を受けた届出採捕者又は二項に規定する勧告を受けた特定第一種水産動植物等取扱事業者は前項に規定する勧告を受けた特定第一種第二号水産動植物採捕事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該届出採捕者又は当該特定第一種水産動植物等取扱事業者に対し、その勧告には当該特定第一種第二号水産動植物採捕事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(特定第一種水産動植物等取扱事業者の届出)

第十一條 特定第一種水産動植物等取扱事業者は、その事業の開始の日から二週間以内に、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。ただし、届出採捕者(届出採捕者が第三条第一項に規定する団体である場合にあつては、当該団体に所属する者を含む。)が当該届出に係る特定第一種水産動植物等の販売、輸出、加工、製造又は提供の事業を行う場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

一・二 (略)

三 (略)

(略)

2 (略)

(特定第一種水産動植物等に係る通報)

第十二条 (略)

第二節 輸出の規制に関する措置

(輸出の規制)

第十三条 特定第一種水産動植物等取扱事業者は、適法漁獲等証明書を添付してあるものでなければ、特定第一種水産動植物等を輸出しない。

3

農林水産大臣は、第一項に規定する勧告を受けた届出採捕者又は前項に規定する勧告を受けた特定第一種水産動植物等取扱事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該届出採捕者又は当該特定第一種水産動植物等取扱事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(特定第一種水産動植物等取扱事業者の届出)

第八条 特定第一種水産動植物等取扱事業者は、その事業の開始の日から二週間以内に、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。ただし、届出採捕者(届出採捕者が第三条第一項に規定する団体である場合にあつては、当該団体に所属する者を含む。)が当該届出に係る特定第一種水産動植物等の販売、輸出、加工、製造又は提供の事業を行う場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

一・二 (略)

三 取り扱う特定第一種水産動植物等の種類

四 (略)

(新設)

(輸出の規制)

第十一条 特定第一種水産動植物等取扱事業者は、特定第一種水産動植物等につき、当該特定第一種水産動植物等(加工品にあつては、その原材料である特定第一種水産動植物)が次の各号のいずれかに該当する旨を証する農林水産大臣が交付する証明書(以下「適法漁獲等証明書」という。)を添付してあるものでなければ、輸出しては

ならない。

二 輸入・養殖水産動植物等であること。

2 適法漁獲等証明書の交付を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、申請書に農林水産省令で定める書類を添付して、農林水産大臣に申請をしなければならない。

3 農林水産大臣は、前項の申請に係る特定第一種水産動植物等（加工品にあっては、その原材料である特定第一種水産動植物）が第二条第六項各号のいずれかに該当すると認められるときは、農林水産省令で定めるところにより、適法漁獲等証明書を交付しなければならない。

4 ～ 6 (略)

(指定交付機関による交付事務)

第十四条 農林水産大臣は、その指定する者（以下「指定交付機関」という。）に、適法漁獲等証明書の交付に関する事務（以下「交付事務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定により指定交付機関に交付事務の全部又は一部を行わせるときは、適法漁獲等証明書の交付を受けようとする者が確実にその交付を受ける機会を確保するため特に必要があると認めるときを除き、当該交付事務の全部又は一部を行わないものとする。

3 指定交付機関が交付事務を行う場合における前条第一項から第五項までの規定の適用については、同条第二項中「農林水産大臣」とあるのは「指定交付機関」（次条第一項に規定する指定交付機関をいい、第十五条第一項の規定により一部の交付事務（次条第一項に規定する交付事務をいう。以下この項において同じ。）の区分に係る指定を受けた者、第二十六条の規定により交付事務の一部を休止し若しくは廃止した者、第二十七条の規定により交付事務の一部の停止を命ぜられた者又は天災その他の事由により交付事務の一部を実施することが困難となつた者にあっては、当該特定第一種水産動

3 農林水産大臣は、前項の申請に係る特定第一種水産動植物等（加工品にあっては、その原材料である特定第一種水産動植物）が第一項各号のいずれかに該当すると認められるときは、農林水産省令で定めるところにより、適法漁獲等証明書を交付しなければならない。

4 ～ 6 (略)

(新設)

植物等に係る交付事務を行うことができるものに限る。以下この条において同じ。)」と、同条第三項及び第四項中「農林水産大臣」とあるのは「指定交付機関」と、同条第五項中「農林水産大臣」とあるのは「農林水産大臣(第一号の場合にあっては、指定交付機関)」とする。

(指定)

- 第十五条 前条第一項の規定による指定(以下「指定」という。)は農林水産省令で定める区分¹⁾とに、農林水産省令で定めるところにより、交付事務を行おうとする者の申請により行う。
2) 前項の申請は、当該申請をする者の名称、住所及び交付事務を行う事務所の所在地その他農林水産省令で定める事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出してしなければならない。

(欠格条項)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることになくなつた日から一年を経過しない者
- 二 第十七条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者
- 三 法人であつて、その業務を行ふ役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

(指定の基準)

- 第十七条 農林水産大臣は、第十五条第一項の規定により指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。
一 当該申請に係る交付事務を適正かつ確實に実施することができる経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

(新設)

(新設)

二 法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて農林水産省令で定める構成員の構成が、交付事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三 交付事務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて交付事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(指定の更新)

第十八条 指定は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前二条の規定は、前項の指定の更新について準用する。

(変更の届出)

第十九条 指定交付機関は、その名称、住所又は交付事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(交付事務規程)

第二十条 指定交付機関は、交付事務に関する規程（以下「交付事務規程」という。）を定め、交付事務の開始前に、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 交付事務規程で定めるべき事項は、農林水産省令で定める。

3 農林水産大臣は、第一項の認可の申請に係る交付事務規程が交付事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要なものとして農林水産省令で定める基準に適合していると認めるときは、その認可をするものとする。

4 農林水産大臣は、第一項の認可に係る交付事務規程が前項の農林水産省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるときは、指定交付機関に対し、その交付事務規程を変更すべきことを命ぜることができる。

(新設)

(新設)

(帳簿の記載等)

第二十一条 指定交付機関は、農林水産省令で定めるところにより、
帳簿を備え、適法漁獲等証明書の交付に関する農林水産省令で定める
事項を記載し、これを保存しなければならない。

2 指定交付機関は、農林水産省令で定めるところにより、適法漁獲
等証明書の交付を受けようとする者から提出された申請書及び第十
三条第二項の農林水産省令で定める書類を保存しなければならない。

(情報提供の求め)

第二十二条 指定交付機関は、国、都道府県その他の官公署に対し、
交付事務を行うために必要な情報の提供を求めることができる。
2 農林水産大臣又は都道府県知事は、指定交付機関が交付事務を適
正かつ確実に実施するため必要な限度において、その保有する特
定第一種水産動植物等取扱事業者に関する情報を提供することができ
る。

(秘密保持義務等)

第二十三条 指定交付機関の役員（法人でない指定交付機関について
は、当該指定を受けた者。次項及び第三十九条において同じ。）若
しくは職員又はこれらの職にあつた者は、交付事務に関して知り得
た秘密を漏らし、又は濫用してはならない。

2 交付事務に従事する指定交付機関の役員又は職員は、刑法（明治
四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令によ
り公務に従事する職員とみなす。

(適合命令)

第二十四条 農林水産大臣は、指定交付機関が第十七条各号のいづれ
かに適合しなくなつたと認めるときは、当該指定交付機関に対し、
これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずるこ
とができる。

(新設)

(新設)

(新設)

(改善命令)

第二十五条 農林水産大臣は、指定交付機関が第十四条第三項の規定により読み替えて適用する第十三条第三項の規定に違反していると認めるときその他交付事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該指定交付機関に対し、交付事務を行なべきこと又は交付事務の実施の方法その他の業務の方法の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(事務の休廃止)

第二十六条 指定交付機関は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の許可を受けなければ、交付事務の全部又は一部を停止し、又は廃止してはならない。

(指定の取消し等)

第二十七条 農林水産大臣は、指定交付機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて交付事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第十六条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 二 第十九条、第二十一条又は前条の規定に違反したとき。
- 三 第二十条第一項の認可を受けた交付事務規程によらないで交付事務を行つたとき。
- 四 第二十条第四項、第二十四条又は第二十五条の規定による命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により指定（第十八条第一項の指定の更新を含む。）を受けたとき。

(交付事務の引継ぎ等)

第二十八条 次に掲げる場合であつて、農林水産大臣が交付事務の全部又は一部を自ら行う場合における交付事務の引継ぎその他の必要な事項については、農林水産省令で定める。

(新設)

(新設)

- 一 指定交付機関が第二十六条の許可を受けて交付事務の全部又は一部を休止し、又は廃止した場合
- 二 前条の規定により指定を取り消し、又は指定交付機関に対し交付事務の全部若しくは一部の停止を命じた場合
- 三 指定交付機関が天災その他の事由により交付事務の全部又は一部を実施することが困難となつた場合

(公示)

第二十九条 農林水産大臣は、指定をしたときは、当該指定に係る指定交付機関の名称、住所及び交付事務を行ふ事務所の所在地並びに指定に係る交付事務の区分を公示するものとする。

2 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、その旨を公示するものとする。

一 第十九条の規定による届出があつたとき。

二 第二十六条の許可をしたとき。

三 第二十七条の規定により指定を取り消し、又は交付事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 農林水産大臣が交付事務の全部若しくは一部を自ら行う」ととするとき、又は自ら行つていた交付事務の全部若しくは一部を行わなくなることとするとき。

(指定交付機関がした処分等に係る審査請求)

第三十条 指定交付機関が行う適法漁獲等証明書の交付に係る処分又はその不作為について不服がある者は、農林水産大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、農林水産大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定交付機関の上級行政庁とみなす。

(新設)

第三十一条 (略)

第四章 雜則

(立入検査等)

第三十二条 (略)

農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定交付機関に対し、その交付事務に關し、必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求める。又はその職員に、指定交付機関の事務所に立ち入り、交付事務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業者その他の関係者に質問させることができ。

3| 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4| 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(権限の委任等)

第三十三条 (略)

(経過措置)

第三十四条 (略)

第五章 罰則

第三十五条 第三十二条の規定に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第三十六条 第二十三条第一項の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第十一條 (略)

第四章 雜則

(立入検査等)

第十二条 (略)

(新設)

2| 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3| 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(権限の委任等)

第十三条 (略)

(経過措置)

第十四条 (略)

第五章 罰則

第十五条 第三十二条の規定に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第十五条 第三十二条の規定に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

(新設)

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項の規定による届出をしないで特定第一種第一号水産動植物等の譲渡しを行い、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第四条、第五条第一項（同条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第三項、第七条第一項又は第八条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に違反して伝達をせず、又は虚偽の伝達をしたとき。

三 第六条第一項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第二項又は第九条の規定に違反して記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかつたとき。

四 第十条第四項の規定による命令に違反したとき。

五 第十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

六 第十三条第一項の規定に違反したとき。

七 第三十二条第一項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第三十八条 第三条第三項又は第十一条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出を行った場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした指定交付機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第一項の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなが

第十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第一項の規定による届出をしないで特定第一種水産動植物等の譲渡しを行い、又は虚偽の届出をしたとき。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第十七条 第三条第三項又は第八条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出を行った場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

(新設)

つたとき。

- 二 第二十二条第二項の規定に違反したとき。
- 三 第二十六条の許可を受けないで交付事務の全部又は一部を休止し、又は廢止したとき。
- 四 第三十二条第二項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第四十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十五条、第三十七条又は第三十八条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

報告事項（2）

事務局

大中型まき網漁業との調整について

【内 容】

令和6年6月11日に開催されました「中部日本海まき網漁業協議会」に出席し、まき網関係者と協議を行いました。その概要を報告します。

今年は、昨年の申入書の内容を一部変更し、従前から記載の8項目について、決議事項3項と要望事項5項に分けて記載しました。また、第5項の舞鶴港などの入港時における事故防止のための低速航行による安全面への配慮について、速力の基準として8ノット以下を追加要望しました。

また、7月4日付で、同協議会から、大中型まき網漁業との調整を考える会あてに文書回答がありましたので、併せて報告します。回答内容については、大中型まき網漁業との調整を考える会の次回幹事会で協議する予定です。

【添付資料】

報告資料2 大中型まき網漁業との調整について
(中部日本海まき網漁業船主部会の結果概要)

参考資料1 申入書類：京都府沿岸漁場における操業自粛
決議事項の遵守等について及び添付書類

参考資料2 京都府沿岸漁場における操業自粛決議事項の
遵守等についての回答文（写）

大中型まき網漁業との調整について (中部日本海まき網漁業船主部会の結果概要)

1 開催日時 令和6年6月11日(火)午後4:00~5:00

2 開催場所 石川県金沢市昭和町16-3 ANAクラウンプラザホテル金沢

3 出席者

水産庁職員、島根県職員、石川県職員、(一社)全国まき網漁業協会、日本遠洋旋網漁業協同組合、山陰旋網漁業協同組合、日本海大中型まき網漁業者協議会、北部日本海まき網漁業協議会、中部日本海まき網漁業協議会、同協議会会員6社

※京都海区漁調委からは、葭矢会長、本多事務局次長が出席

4 要望活動

大中型まき網漁業との調整を考える会を代表し、葭矢座長が、要望書、別添海域図、京都府海面の操業ルール等を用いて、中部日本海まき網漁業協議会へ下記の決議事項の確認と、要望事項について申し入れを行いました。

【決議事項】

- (1) 大グリ、冠島周辺において3月~4月末まで、11月~12月末までは、地元船等に配慮して操業を自粛する。
- (2) 禁止ライン付近では、紛らわしい行動をとらない。
- (3) 地元船が操業中においては、まき網の操業を配慮する。

【要望事項】

- (4) 海上運航、操業時の安全確保から、京都府沿岸域で航行・操業する際は AIS(船舶自動識別装置)を作動させ、事故防止・安全航行に努める。
- (5) 舞鶴港などの入港時には、他の海上作業者等にも配慮して、できるだけ低速(8ノット以下)で航行し、事故防止に努める。
- (6) マダイ資源を保護するため、マダイ産卵親魚の漁獲については、まき網の操業を配慮する。
- (7) 白石礁周辺において11月から12月末までは、地元船等に配慮して操業を自粛する。
- (8) テンバグリ・シモグリ周辺においては、いか釣り等の操業中は操業を配慮する。

5 てん末

中部日本海まき網漁業協議会が関係船団と協議を行い、結論をまとめ、後日文書で回答されます。

参考資料1

令和6年6月11日

中部日本海まき網漁業協議会

会長 石井 功 様

「大中型まき網漁業との調整を考える会」

座長 萩 矢 譲

京都府沿岸漁場における操業自粛決議事項の遵守等について

初夏の候 益々御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、貴協議会が平成18年に行われた京都府漁業者との漁場利用に関する話し合いで操業自粛を決議されてから、18年が経過しました。本会は貴協議会に対し、決議された操業自粛事項の遵守や徹底を毎年依頼しているところです。

これまでから京都府沿岸域で安全な航行・操業に御配慮いただいていることは承知しておりますが、過去には貴協議会所属のまき網船に、操業中の京都府はえなわ漁業者が漁船ごとまかれる事案が発生しており、AIS(船舶自動識別装置)を利用すれば、簡単・確実に航行等の安全に役立ちますので、特に、「京都府沿岸域で航行・操業する際はAISを作動させ、事故防止・安全航行に努めること」を引き続き要望いたします。

なお、まき網操業区域内で操業する京都府所属の漁船については、行政、漁業者団体からもAISの搭載、作動について推進していくこととしております。

また、白石礁の操業自粛期間について、平成28年以降、「10月～11月」から「11月～12月末」へ変更のうえ要望しているところですが、御存知のとおり12月のブリの漁獲は京都府沿岸漁業におきましては非常に重要でありますので、御配慮をお願いいたします。

加えて、令和5年度に「舞鶴港などの入港時での低速航行による事故防止」

について追加要望いたしました。舞鶴湾内では、「丹後とり貝」や、カキ類等の貝類養殖が盛んに行われており、まき網船の入港と養殖業者の洋上作業時間が重複することがあります。普段は静穏な湾内で、大きな船が速度を上げて航行されると波浪により、養殖業者等が海中に転落する事故、又養殖施設等も破損するおそれもありますので、湾内の航行速度については、特段の御配慮をお願いいたします。

本年も下記の平成18年決議事項1～3に加え、本会の要望事項4～8について、御確認いただき、御協力並びに貴協議会会員への周知について、よろしくお願ひいたします。

記

【決議事項】

- 1 大グリ、冠島周辺において3月～4月末まで、11月～12月末までは、地元船等に配慮して操業を自粛する。
- 2 禁止ライン付近では、紛らわしい行動をとらない。
- 3 地元船が操業中においては、まき網の操業を配慮する。

【要望事項】

- 4 海上運航、操業時の安全確保から、京都府沿岸域で航行・操業する際は、AIS(船舶自動識別装置)を作動させ、事故防止・安全航行に努める。
- 5 舞鶴港などの入港時には、他の海上作業者等にも配慮して、できるだけ低速(8ノット以下)で航行し、事故防止に努める。
- 6 マダイ資源を保護するため、マダイ産卵親魚の漁獲については、まき網の操業を配慮する。
- 7 白石礁周辺において11月から12月末までは、地元船等に配慮して操業を自粛する。
- 8 テンバグリ・シモグリ周辺においては、いか釣り等の操業中は操業を配慮する。

操業の自粛をお願いする海域

[対象海域]
▼白石礁周辺

11月～12月末の期間

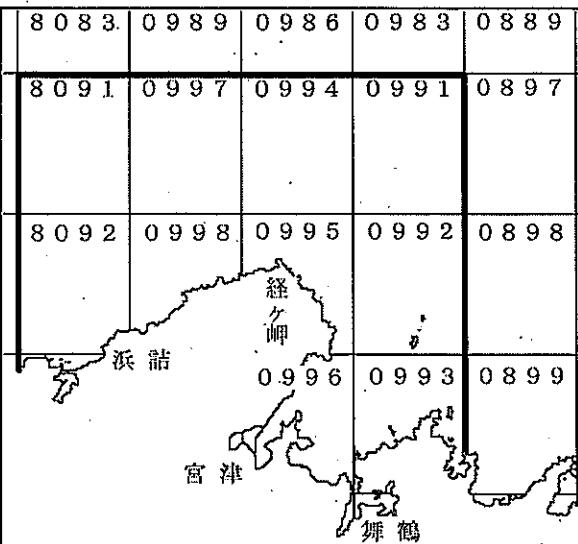
▼大グリ及び冠島周辺

3月～4月末の期間

11月～12月末の期間

▼テンバグリ・シモグリ周辺

いか釣等の操業中は、
御配慮をお願いします。


緯度・経度（世界測地系）
白石礁周辺

A	35-49.77	135-16.69
B	47.67	17.18
C	47.25	15.31
D	48.37	14.65

大グリ周辺

A	35-43.89	135-26.79
B	42.54	26.31
C	43.21	24.95
D	44.04	25.71

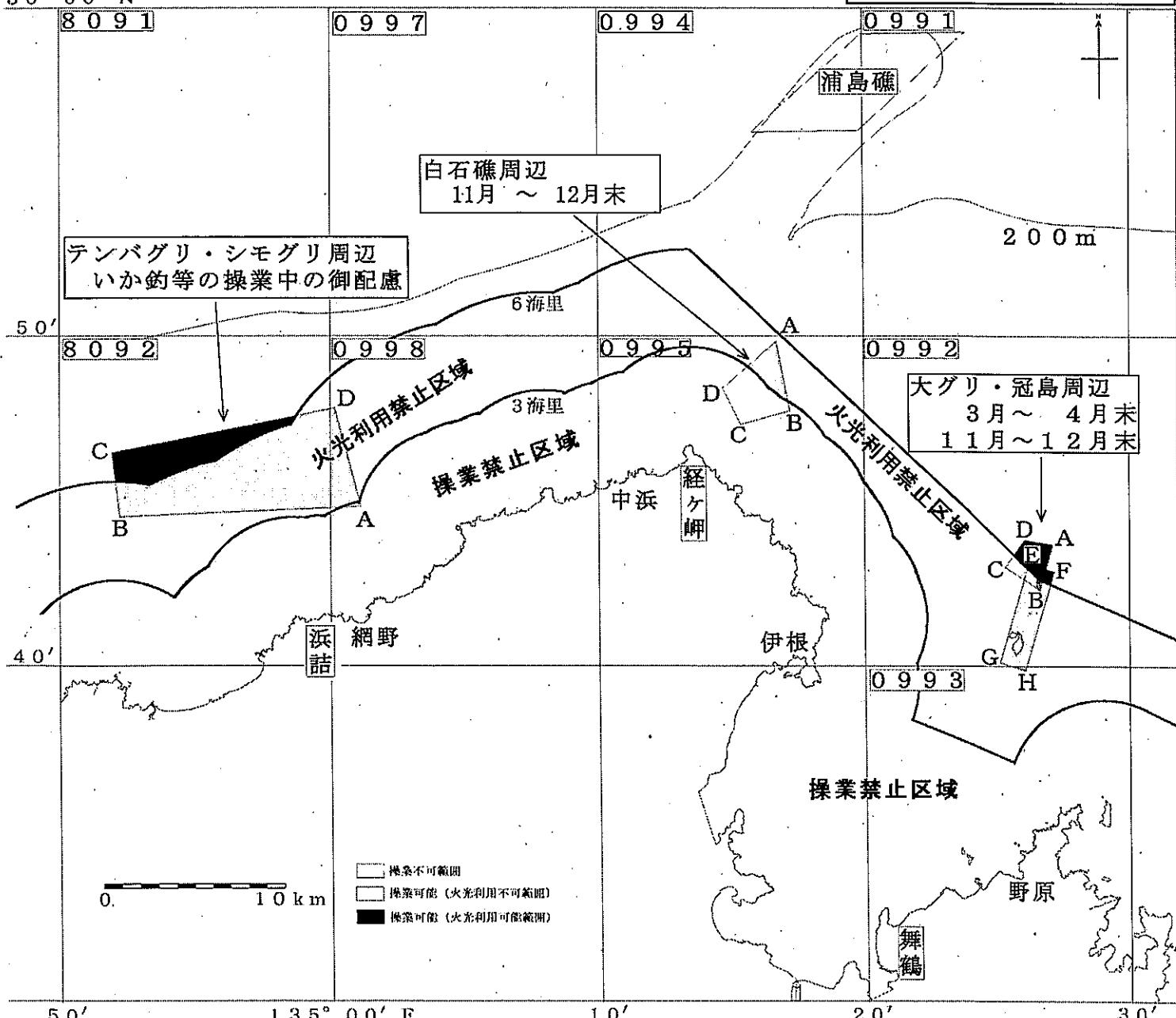
冠島周辺

E	35-43.33	135-25.84
F	43.05	26.83
G	40.11	25.75
H	40.37	24.78

テンバグリ・シモグリ周辺

A	35-44.89	135-01.43
B	44.69	134-52.93
C	46.64	134-52.68
D	47.89	135-00.43

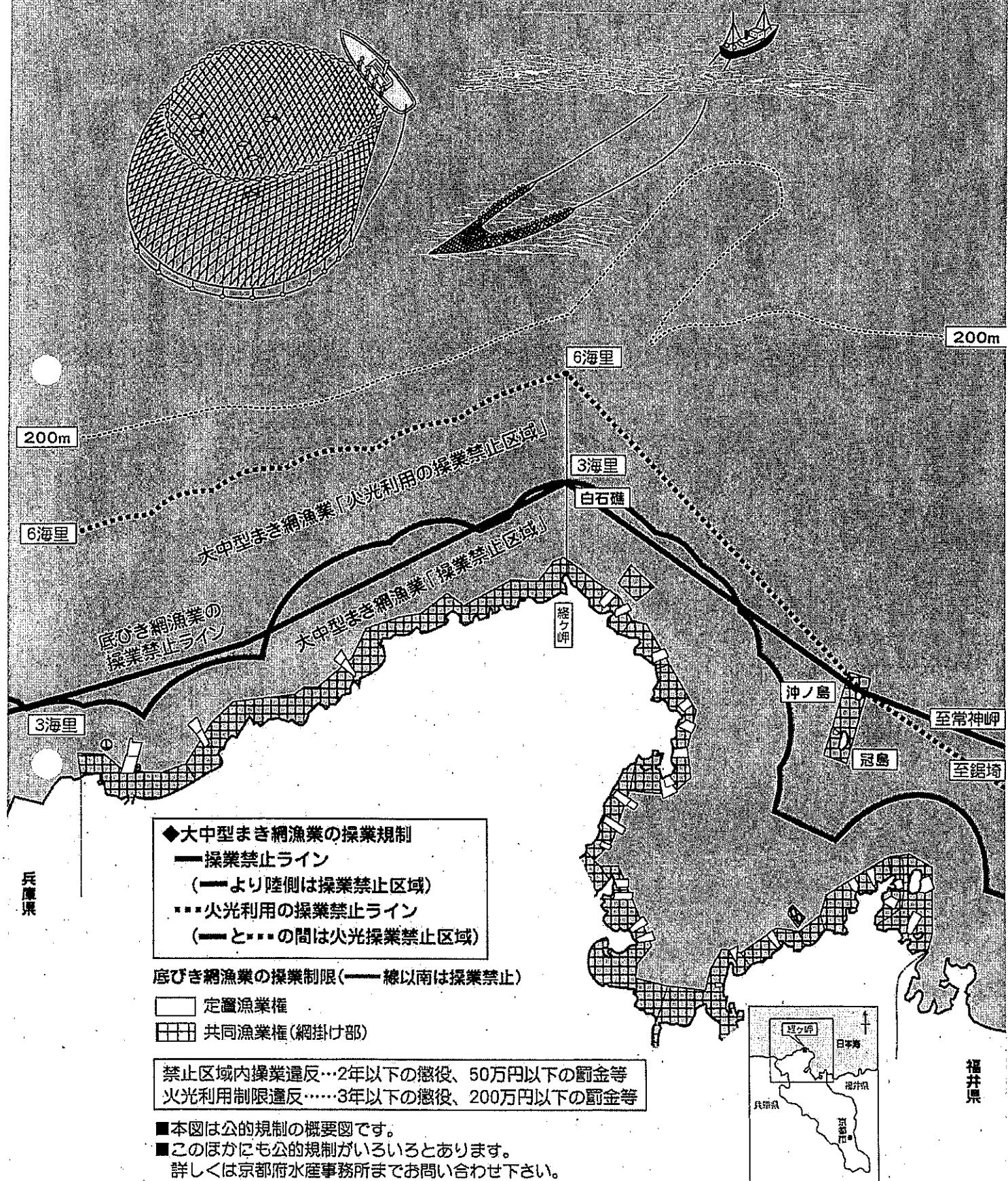
36° 00' N



* ABCD : 京都府漁場利用協定区域

E F H G : 京共第7号共同漁業権

京都府海面の操業ルール



京 都 府

○京都府水産事務所 TEL 0772-22-3288
[Eメール] suisanjimusho@pref.kyoto.lg.jp

京都海区漁業調整委員会指示一覧図

油餌を使用した釣漁法・はえなわ
漁業の禁止（京都府海域全域）

3kW以内電球18個以内

3kW以内電球12個以内

3kW以内電球12個以内

3kW以内電球12個以内

久美浜周辺

網野西周辺

経ヶ岬

舞鶴東周辺

舞鶴西・宮津及び
伊根周辺

至鶴崎

福井県

兵庫県

■火光利用釣漁法の制限

[禁止区域]

経ヶ岬以東…定置漁具から概ね2500m
経ヶ岬以西…定置漁具から概ね1000m

[制限条件]

- 3kW以内電球 18個以内
- 3kW以内電球 12個以内
- 3kW以内電球 8個以内

■油餌釣漁法及びはえなわ漁業の制限

油餌を使用した釣漁法、はえなわ漁業
を京都府海域全域で禁止

令和9年3月31日まで有効

■ 定置漁業権

■ 共同漁業権

罰則：委員会指示遵守の知事命令違反
1年以下の懲役、50万円以下の罰金等

京都海区漁業調整委員会事務局

[TEL] 0772-22-4438 [Eメール] kaiku-chousei@pref.kyoto.lg.jp

火光利用釣漁法禁止区域の座標

(経ヶ岬以東)

A 舞鶴東周辺

次のA1～A9の点を結んだ線並びに
最大高潮時海岸線によって囲まれた海域

A 1 : N 35° 33. 48'	E 135° 29. 20'
A 2 : N 35° 34. 07'	E 135° 29. 51'
A 3 : N 35° 37. 03'	E 135° 29. 75'
A 4 : N 35° 37. 61'	E 135° 26. 92'
A 5 : N 35° 37. 10'	E 135° 25. 15'
A 6 : N 35° 36. 41'	E 135° 24. 27'
A 7 : N 35° 35. 75'	E 135° 24. 08'
A 8 : N 35° 34. 79'	E 135° 24. 62'
A 9 : N 35° 34. 44'	E 135° 25. 53'

B 舞鶴西、宮津及び伊根周辺

次のB1～B18の点を結んだ線並びに
最大高潮時海岸線によって囲まれた海域

(ただし、共同漁業権 京共 第22号の区域については、
9月1日から翌年5月31日までの間に限る)

B 1 : N 35° 33. 97'	E 135° 23. 90'
B 2 : N 35° 34. 69'	E 135° 23. 75'
B 3 : N 35° 35. 40'	E 135° 22. 70'
B 4 : N 35° 35. 41'	E 135° 21. 81'
B 5 : N 35° 34. 61'	E 135° 19. 63'
B 6 : N 35° 34. 18'	E 135° 18. 92'
B 7 : N 35° 36. 79'	E 135° 17. 28'
B 8 : N 35° 37. 61'	E 135° 17. 68'
B 9 : N 35° 38. 12'	E 135° 19. 43'
B 10 : N 35° 40. 02'	E 135° 20. 20'
B 11 : N 35° 42. 26'	E 135° 20. 53'
B 12 : N 35° 45. 16'	E 135° 18. 78'
B 13 : N 35° 45. 48'	E 135° 17. 63'
B 14 : N 35° 46. 38'	E 135° 17. 42'
B 15 : N 35° 47. 19'	E 135° 16. 37'
B 16 : N 35° 47. 50'	E 135° 15. 30'
B 17 : N 35° 47. 17'	E 135° 14. 16'
B 18 : N 35° 46. 51'	E 135° 13. 65'

(経ヶ岬以西)

C 綱野西周辺

次のC1～C7の点を結んだ線並びに
最大高潮時海岸線によって囲まれた海域

C 1 : N 35° 40. 59'	E 134° 58. 21'
C 2 : N 35° 41. 86'	E 134° 57. 59'
C 3 : N 35° 42. 01'	E 134° 56. 85'
C 4 : N 35° 41. 57'	E 134° 56. 18'
C 5 : N 35° 40. 97'	E 134° 56. 21'
C 6 : N 35° 40. 18'	E 134° 57. 03'
C 7 : N 35° 40. 35'	E 134° 57. 83'

D 久美浜周辺

次のD1～D6の点を結んだ線並びに
最大高潮時海岸線によって囲まれた海域

D 1 : N 35° 38. 91'	E 134° 54. 06'
D 2 : N 35° 39. 14'	E 134° 54. 67'
D 3 : N 35° 40. 74'	E 134° 55. 37'
D 4 : N 35° 41. 32'	E 134° 54. 56'
D 5 : N 35° 41. 32'	E 134° 51. 83'
D 6 : N 35° 39. 47'	E 134° 52. 05'

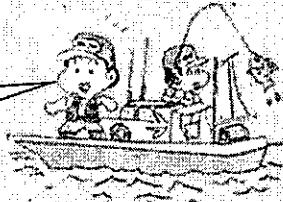
※座標は全て世界測地系

みんなで守ろう！

京都府漁場利用協定

主な内容

遊漁を楽しむ
皆さんへ



- 漁業と遊漁船業とプレジャーボート遊漁の間では、お互い漁業操業上の慣習や健全な遊漁行為を認め合い、尊重し、共存していくこととしています。
- 府沿岸の9漁場では、禁止期間や禁止区域等を定め、遊漁行為を制限しています。また、一部の海域では漁業行為も禁止しています。(裏面参照)
- 火光を利用して行う夜釣りやイカ釣りは灯火の数や電力等の制限があります。火光を利用する場合は、京都海区漁業調整委員会指示に従ってください。なお、大グリでは「光力は3kW以内2個まで」「メタルハライド灯の使用は禁止」と、委員会指示より厳しくなっていますので、注意してください。(裏面参照)

遊漁のマナー

はえなわ等の漁具は漁業者の財産です。勝手に切断しないようお願いします！
錨等と漁具が絡まった場合は、ほどいて海に戻してください。



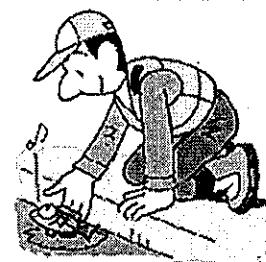
定置網等の漁業施設付近での釣りは止めてください。



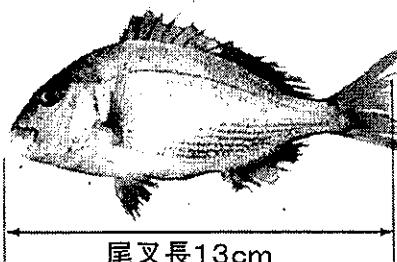
操業・釣獲中の人の付近を航行する時は「引き波」を引き起こさないよう気をつけてください。



漁具等を破損させるような行為は止めてください。



小さい魚はリリースし、資源の保護に努めましょう。



尾叉長13cm以下のマダイは持ち帰らず、海に戻して下さい。

京都府漁場利用協定締結団体		
漁業団体	京都府漁業協同組合	TEL 0773-77-2202 (組織部指導課)
遊漁船業者	京都釣船業協同組合	TEL 090-4561-4408
プレジャーボート団体	京都府小型船安全協会 マリンレスキューネット	
立会人	京都海区漁業調整委員会	TEL 0772-22-4438 (京都府水産事務所内)

13cm

京都府漁場利用協定

令和3.7.20改定
(令和6.7.19まで有効)

協定者の標旗等

(遊漁中の標旗又はステッカー等の掲示を義務づけています)

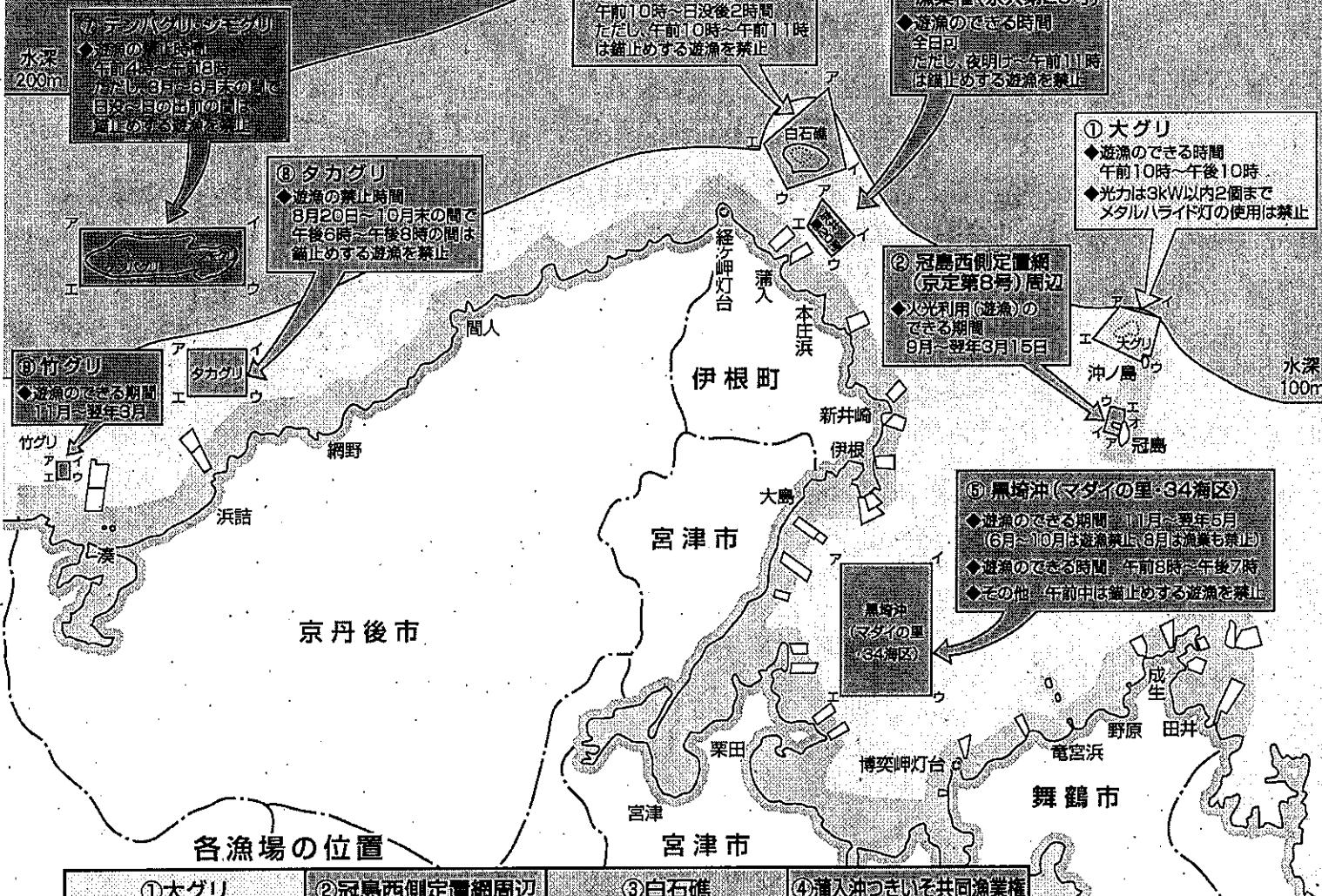
○漁業者による遊漁船業者… 桃色

○京都釣船業協同組合… 黄色

○プレジャー・ボート団体…

(各団体で使用旗等がある場合はこの限りでない)

**遊漁のできる時間までは、
協定区域内に入らない。**



各漁場の位置

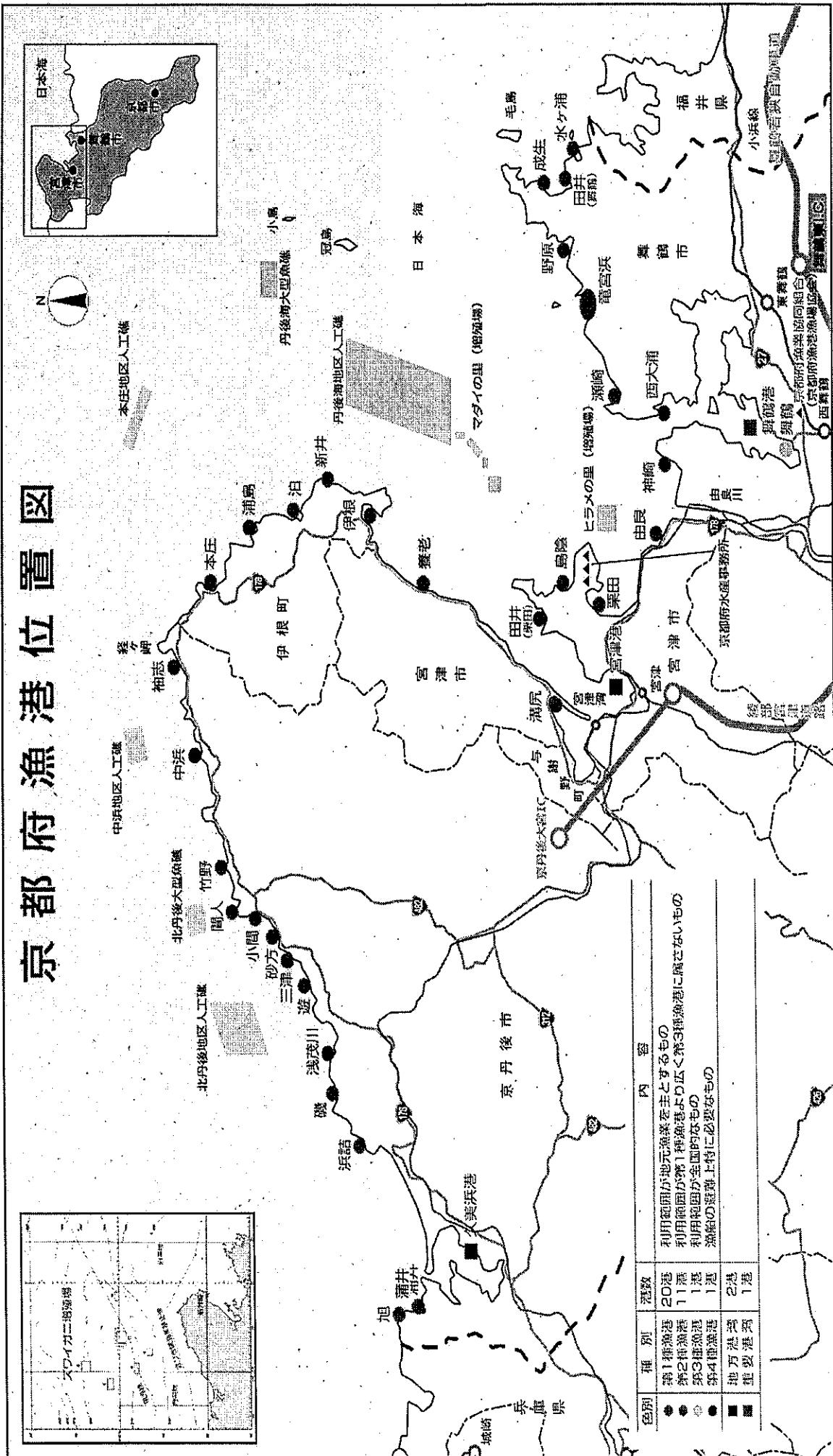
①大グリ		②冠島西側定期網周辺		③白石礁		④蒲入沖つきいそ共同漁業権		
ア	35°44'04" (35°43'85")	135°25'71" (135°25'88")	ア	35°40'92" (35°40'73")	135°25'33" (135°25'50")	ア	35°49'11" (35°49'58")	135°16'69" (135°16'86")
イ	35°43'89" (35°43'70")	135°26'79" (135°26'98")	イ	35°41'05" (35°40'86")	135°24'95" (135°25'12")	イ	35°47'57" (35°47'38")	135°17'18" (135°17'35")
ウ	35°42'54" (35°42'36")	135°26'31" (135°26'48")	ウ	35°41'54" (35°41'36")	135°25'15" (135°26'32")	ウ	35°47'25" (35°47'06")	135°15'31" (135°16'48")
エ	35°43'21" (35°43'02")	135°24'95" (135°25'12")	エ	35°41'40" (35°41'21")	135°25'50" (135°25'67")	エ	35°48'37" (35°48'18")	135°14'65" (135°14'82")
オ			オ	35°41'31" (35°41'12")	135°25'50" (135°26'67")	オ		

緯度・経度は、世界測地系による値
(カッコ内は日本測地系による値)

⑤黒崎沖		⑥浦島礁		⑦テシハグリ・シモグリ		⑧タカグリ		⑨竹グリ			
ア	35°37'69" (35°37'50")	135°17'33" (135°17'50")	ア	35°59'19" (35°59'00")	135°19'83" (135°20'00")	ア	35°47'00" (35°48'81")	134°55'00" (134°55'17")	ア	35°43'50" (35°43'31")	134°57'00" (134°57'17")
イ	35°37'69" (35°37'50")	135°19'83" (135°20'00")	イ	35°59'19" (35°59'00")	135°23'83" (135°24'00")	イ	35°47'00" (35°46'91")	134°58'30" (134°58'47")	イ	35°43'50" (35°43'31")	134°58'20" (134°58'37")
ウ	35°35'19" (35°35'00")	135°19'83" (135°20'00")	ウ	35°56'19" (35°56'00")	135°19'83" (135°20'00")	ウ	35°45'50" (35°45'31")	134°58'30" (134°58'47")	ウ	35°42'50" (35°42'31")	134°58'20" (134°58'37")
エ	35°35'19" (35°35'00")	135°17'33" (135°17'50")	エ	35°56'19" (35°56'00")	135°15'83" (135°16'00")	エ	35°45'50" (35°45'31")	134°55'00" (134°55'17")	エ	35°40'40" (35°40'21")	134°59'10" (134°59'27")

きれいな海に 豊かな資源 守り育てて 明るい未来

圖置位港漁府都京



写

参考資料2

令和6年7月4日

大中型まき網漁業との調整を考える会

座長 京都海区漁業調整委員会

会長 萩矢 譲 殿

中部日本海まき網漁業協議会
会長 石井



拝啓 小暑の候、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

本年6月11日金沢市において令和6度中部日本海まき網漁業協議会船主部会が開催され、「京都府沿岸漁場における操業自粛決議事項の遵守」についてご要望がありました。

ご要望内容の昨年との違いでは「操業自粛事項」と「要望事項」に分けてご説明いただきました。ご要望事項の4.「海上運航・操業時の安全確保から京都府沿岸域で航行・操業する際はAIS（船舶自動識別装置）を作動させ、事故防止・安全航行に努める。」については船主部会でご説明させていただいた通り AIS は各会社により考え方方が様々であります。AIS は過信しないほうがよく事故防止の観点では無線、レーダー、可視が重要である等、AIS の搭載については今まで同様各社の判断とさせて頂きたいと思います。5.「舞鶴港などの入港時には他の海上作業者等にも配慮して、できるだけ低速（8ノット以下）で航行し事故防止に努める。」については6月11日の船主部会でも申し上げたように舞鶴港入港時はできるだけ低速で航行するようになぞぞれがかなり徹底し努めております。7.「白石礁周辺において11月から12月末までは、地元船等に配慮して操業を自粛する。」については船主部会でもご説明しました通り 12月はまき網にとっても重要な時期である等の反対意見もあり昨年同様「10月から11月末まで」を遵守することにしたいと思います。漁業法が改正され4年目を迎える MSY を水準とする TAC が徹底され厳しい数量管理が行われています。また、ブリについても来年から数量管理が行われることになっているなどを踏まえ、まき網は計画性をもって操業していることを是非ご理解していただきたく存じます。漁場から「大中まき」を排除するのではなく沿岸漁業の皆さんと共に存共栄の道を考えなければ良いと思っています。以上、要望に対する回答とさせて頂きます。

尚、過去に発生いたしました京都海区沿岸においての事故を踏まえ、二度と同じような事が起らぬよう改めて周知徹底いたしますと共に、前年までの、「京都府沿岸漁場における操業自粛決議事項等の遵守について」も決議事項等を遵守したいと思います。

敬具

報告事項（3）

京都府

最近のくろまぐろ遊漁への対応状況について

【内 容】

国際約束に基づく数量管理を経て太平洋くろまぐろの資源状況が好転するに伴い、府沖合海域での遊漁による採捕事例が増加し、採捕停止命令等に違反する疑義情報の通報も増加しています。

最近の遊漁による採捕状況と、規制遵守のための府の取組状況について報告します。

【添付資料】

報告資料3-1 くろまぐろ遊漁への対応状況

報告資料3-2 広域漁業調整委員会指示等の概要

報告資料3-3 くろまぐろ遊漁に関する遊漁者への情報周知
(水産庁HP)

報告資料3-4 水産庁漁獲管理官の概要(令和6年度新設)

最近の府沖合海域でのくろまぐろ遊漁の状況と対応

- 遊漁者によるくろまぐろ採捕は、令和3年6月以降、広域漁業調整委員会指示により、数量等が制限されている。(資料3-2)
 - ・ 数量等の制限に反して採捕した者に対しては、広域委が裏付命令を発出。命令に従わない場合は、法に基づく処罰の対象
- 本年5月以降、日本海側でくろまぐろ大型魚が多数来遊し、関係水域での遊漁採捕量が増加している。(資料3-3)
 - ・ 魚群の位置等はSNS上で情報伝搬し、遊漁者が対象水域に集まることから、最近は数量設定期間の当初から一週間を経過せずに上限数量に達し、採捕禁止期間が公示される状況
 - ・ 京都府沖合では5月以降、浦島礁からその西方にかけての海域で魚群の滞留が見られ、採捕を目的とする遊漁船、自家用船が多数現認される状況
- 採捕禁止期間の公示後も、くろまぐろ目的の遊漁を行っていると疑われる船舶も現認され、命令を遵守している遊漁船業者等からは、府水産事務所に疑義案件の通報が複数寄せられた。
 - ・ 通報があった際、可能な限り該当海域に出航し、遊漁者への規制措置の周知、指導を行っているが、全てに対応することは困難

【今後の対応方向】

府内漁業・遊漁関係者の規制遵守への意識を保つため、水産庁に対して、

- ・ 漁業者の数量管理のみでなく、遊漁者の規制遵守についても対応を強化するよう要請(資料3-4)
- ・ 府が関係取締機関に協力を要請するため、疑義案件を現認した際の適切な対応方法等について示されるよう要請
→これらにより、京都府においても関係機関と協力し、府内漁業者等が安心して操業できるよう、周知活動と規制遵守についての対応の強化を図る。

令和6年2月22日開催
水産政策審議会資源管理分科会資料

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第75号（案）の概要

1. 経緯

- (1) 遊漁によるくろまぐろの採捕については、令和3年6月1日から日本海・九州西広域漁業調整委員会指示（以下「委員会指示」という。）により以下の規制を導入した。
 - ① 30キログラム未満の小型魚の採捕禁止
 - ② 30キログラム以上の大型魚を採捕した場合の水産庁への報告
 - ③ 大型魚について、全海区の採捕数量が漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組みに支障を来すおそれがあると認められる場合は採捕を禁止
- (2) 令和5年度は、上記③について、令和5年4月28日から5月31日まで、6月18日から6月30日まで、7月10日から7月31日まで、11月4日から12月31日まで及び令和6年1月24日から3月31日までの間、遊漁による大型魚の採捕を禁止した。
- (3) 今般、上記の委員会指示の後継措置として、令和6年4月以降の遊漁によるくろまぐろの採捕に係る委員会指示を発出することとする。

2. 委員会指示第75号（案）の概要

(1) くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限

遊漁者による小型魚の採捕を禁止し、意図せず採捕した場合は直ちに海中に放流しなければならない。

(2) くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限

ア 1人1日あたり1尾を超えて大型魚を保持してはならない。大型魚を保持した者が別の大型魚を採捕した場合は、直ちに海中に放流しなければならない。

イ 遊漁者が大型魚を採捕した場合は、重量等を報告しなければならない。※陸揚げした日から3日以内に水産庁に報告（現行は5日以内）

ウ 委員会会長は、大型魚の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、遊漁者による大型魚の採捕を禁止する旨を公示する。

エ 遊漁者は、ウの公示により大型魚の採捕が禁止された期間中は、大型魚を採捕してはならない。意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

※期間指定の考え方

- ・全海区における採捕数量が以下の表の上段の時期ごとに下段の数量を超えるおそれがある場合：当該時期の末日まで採捕を禁止する。

時期	R6年 4～5月	6月	7月	8～9月	10～12月 月	R7年 1月	2～3月
数量	5トン	7トン	7トン	7トン	5トン	5トン	※

※概ね 40 トンから全海区における令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 1 月 31 日までの採捕数量の累計を差し引いた数量

(参考) 今年度指示の時期別数量の実績 (令和 6 年 2 月 1 日現在)

時期	R5年 4～5月	6月	7月	8月	9～12月	R6年 1～3月	合計
数量	5トン	8トン	8トン	8トン	5トン	※(6.1ト ン)	37.4トン
実績	4.4トン	10.6トン	8.1トン	3.9トン	4.3トン	6トン	37.3トン
採捕 禁止	4/28-5/31	6/18-30	7/10-31	—	11/4-12/31	1/24-3/31	

※概ね 40 トンから全海区における令和 5 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までの採捕数量の累計を差し引き、R4 年度の超過分 (2.6 トン) を差し引いた数量 ($40 - 31.3 - 2.6 = 6.1$)

全海区における令和 6 年 4 月 1 日からの採捕数量の累計が概ね 40 トンを超えるおそれがある場合：令和 7 年 3 月 31 日まで採捕を禁止する。

(3) 指示の有効期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

3. 委員会指示（案）に違反した者への対応について

現行では、「日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 75 号に基づく遊漁者のくろまぐろの採捕の制限の違反者への対応方針」に基づき、違反者に対しては、広域漁業調整委員会の会長名での指導文書の発出を行い、再度違反が確認された場合に、大臣に対して裏付け命令の申請をすることとしている。

本委員会指示による規制について 3 年が経過し、一定の周知・定着が図られていること、指示の有効期間である 1 年間の中で、より厳格なクロマグロ管理を行っていく観点から、違反が確認された場合は、直ちに裏付け命令の申請ができるようとするもの。

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第75号の5に基づく遊漁者によるくろまぐろの採捕に関する事務取扱要領(案)

令和6年2月22日策定

日本海・九州西広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第75号(以下「委員会指示」という。)の5に基づく遊漁者によるくろまぐろの採捕に関する事務の取扱等につき以下のとおり定める。

1. くろまぐろ(大型魚)の採捕実績の報告方法

委員会指示の3(2)に定めるくろまぐろ(大型魚)の採捕実績の報告は、水産庁ホームページ「遊漁の部屋」(<http://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/yugyo/index.html>)に設けた報告用ウェブサイト(以下「報告サイト」という)に掲載された次に掲げるいずれかの方法により提出するものとする。

(1) 報告サイトへの入力

報告サイトにアクセスし、委員会指示の3(2)アからオに定める事項を報告フォームに入力し報告する。

(2) 報告用アプリケーションの利用

報告サイトに掲載されるアプリケーションを自身のスマートフォン等にインストールした上で、委員会指示の3(2)アからオに定める事項を入力し報告する。

(3) 電子メールによる送信

委員会指示の3(2)アからオに定める事項を入力(報告サイトに掲載される別紙様式をダウンロードし必要事項を入力後の電子ファイルを送付することでも可)し、メールアドレス km-yugyo@maff.go.jp 宛に電子メールで送信する。

(4) ファクシミリによる送信

報告サイトに掲載される別紙様式に必要事項を記載し、ファクシミリ番号：03-3595-7332宛にファクシミリで送信する。

2. 報告に関する留意事項

(1) 委員会指示の3(2)イに定める採捕したくろまぐろ(大型魚)の重量はキログラム単位で記入するものとする。

(2) 委員会指示の3(2)エに定める採捕した海域は、別図の区分(J1、J4~J10)を記入するものとする。

3. 個人情報等の取扱いについて

報告のあった内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)その他の関係機関(これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。)へ提供することがある。

4. 報告に対する問い合わせ

報告のあった内容について、水産庁から問い合わせがある。

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第75号に基づく遊漁者のかろまぐろの採捕の制限の違反者への対応方針（案）

令和6年2月22日

日本海・九州西広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示（以下「委員会指示」という。）第75号に基づき、委員会指示に違反した者への対応方針について、以下のとおり定める。

1. 委員会指示の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報に接した場合等においては、関係する都道府県水産部局と連携して調査・指導を行うとともに、当該指示の違反が認められる場合には、速やかに事務局として日本海・九州西広域漁業調整委員会会長（以下「会長」という。）に報告する。
※ 必要に応じて、水産庁は関係都道府県等と連携して現地調査等を実施。
2. 会長は、上記1の報告を受け、漁業法第121条第4項で準用する同法第120条第8項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請（裏付命令の申請）をする。
裏付命令の申請に係る手続は会長（又は会長職務代理）一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。

水産庁

水産庁について

政策について

分野別情報

報道・広報

申請・お問い合わせ

ホーム > 分野別情報 > 遊漁の部屋 > クロマグロ遊漁の部屋

クロマグロ遊漁の部屋

※クロマグロ遊漁に関する規制は、船釣り（遊漁船、プレジャー・ボート等）、陸（堤防等を含む）からの釣りを問わず、クロマグロ遊漁を行う者全てが対象です。

目次

1. 令和6年4月1日からクロマグロ遊漁の管理体制が強化されます

- (1) 主な変更点
- (2) 時期別採捕数量
- (3) 令和6年度の採捕実績 New
- (4) 採捕報告の方法
- (5) クロマグロ遊漁の周知について

2. 令和5年度の採捕実績

3. 採捕したクロマグロの販売について

4. 太平洋クロマグロに関する詳しい情報について

5. 過去の違反事例

1. 令和6年4月1日からクロマグロ遊漁の管理体制が強化されます！（※1）

(1) 主な変更点

・陸揚げ後の報告期間が3日以内に短縮

これまででは、クロマグロを陸揚げした日から5日以内に採捕の報告をする必要がありました、採捕禁止期間中の事後報告により、各時期に定められた採捕数量を超過する懸念があることから、陸揚げ後の報告期間が3日以内に短縮されました。

・委員会指示違反者に対する命令

これまででは、違反があった場合、広域漁業調整委員会の会長名で違反行為に対して指導の文書を発出し、再度違反が確認された場合は、農林水産大臣名で広域漁業調整委員会の指示に従うべき

旨の命令（裏付け命令）を発出していましたが、今後、違反が確認された場合、直ちに命令（裏付け命令）が発出されることになります。命令に従わない場合、漁業法第191条に基づき、罰則（1年以下の懲役もしくは50万円以下の罰金等）が適用されます。

（※1 規制措置の内容はコチラ）

（※2 規制措置に関するQ&Aはコチラ）

（2）時期別採捕数量

○小型魚（30kg未満）は採捕禁止です。
釣れてしまったら直ちにリリースしてください。

○大型魚（30kg以上）のキープは1人1日1尾までです。
1尾キープした後に別のクロマグロが釣れたら、後に釣れたクロマグロを直ちにリリースしてください。

○遊漁者はキープしたクロマグロの重量・海域等の水産庁への報告をお願いします。（キャッチ＆リリースしたものについては報告義務はありません。）
下の「報告フォーム」から、採捕してから3日以内に報告してください。
採捕数量が以下の時期ごとに概ね以下の数量を超えるおそれがある場合、その時期中は採捕禁止となることが公示されます。

時期	R6年 4~5月	6月	7月	8~9月	10~12月	令和7年 1月	2~3月
数量	5トン	7トン	7トン	7トン	5トン	5トン	※

※概ね40トンから全海区における令和6年4月1日から令和7年1月31日までの採捕数量の累計を差し引いた数量

○全体の採捕数量が40トンを超えるおそれがある場合、令和7年3月31日まで採捕禁止となることが公示されます。
○採捕禁止期間中はクロマグロを狙ってのキャッチ＆リリースを前提とした釣りもしないでください。クロマグロ以外の魚を対象とした釣りをしていて、クロマグロが針にかかった場合は直ちにリリースしてください。

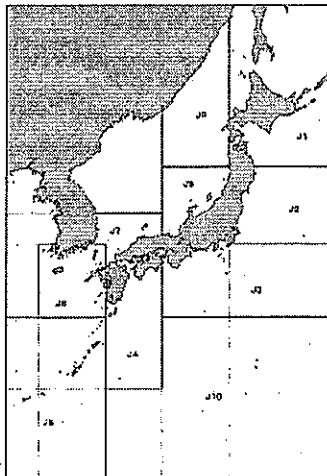
採捕海域はコチラ から参照ください

（3）令和6年度の採捕実績

クロマグロ（大型魚）遊漁採捕量（令和6年7月8日18時30分更新）

時期	令和6年 4~5月	令和6年 6月	令和6年 7月
数量	8.2トン	8.8トン	7.8トン
主な採捕海域	J3海域	J8,J7,J6海域	J7,J8海域

採捕海域は以下の図からご参照ください。



7月の採捕数量7トンを超える恐れがあるため、7月7日（日曜日）から7月31日（水曜日）まで採捕禁止となりました。

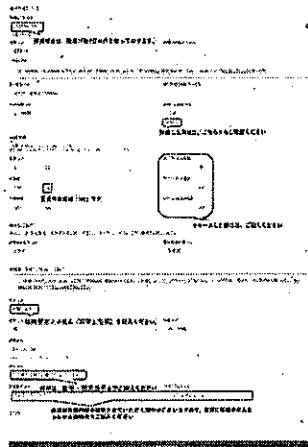
クロマグロ以外の魚を対象としていて、クロマグロが針にかかった場合は直ちにリリースしてください。

採捕禁止期間にクロマグロを採捕するなどの委員会指示違反が確認された場合には農林水産大臣名で広域漁業調整委員会の指示に従うべき旨の命令（裏付け命令）が発出されます。右命令に従わない場合は、罰則（1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金等）が適用されます。（漁業法第191条）

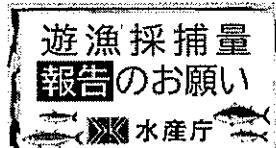
（4）採捕報告の方法

- 採捕報告は以下2つの報告フォームからお願いします。
- 下に報告例を示しております。採捕報告の前に参考ください。
※採捕報告は採捕者本人が行う必要があります。報告内容に不明な点がある場合は、報告いただいた電話番号やメールアドレスに連絡をする場合がございます。

【採捕報告例】

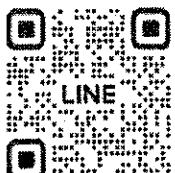


1. 報告サイトからの報告方法



※こちらのバナー又はLINEから報告サイトにアクセスのうえ、ご入力願います。
リンクはフリーですので、遊漁採捕量の把握にご協力をお願いします。

2. LINEを用いた報告方法



(LINE友だち登録はこちらから)
LINEを使用しない報告先
LINE公式アカウント
(<https://www2.yugyo-saihoryo.jp>)



システムの改修に伴い、スマートフォンのLINEで釣果を報告できるようになりました。過去の釣果報告が閲覧できるようになりました。

下のLINE公式アカウントのQRコードより友だち登録をしていただき、釣果の報告をよろしくお願ひいたします。

詳細は「遊漁者向け操作マニュアル(PDF: 1,976KB)」をご参照ください。

上記2つの報告サイトを使用できない場合は、こちらの「くろまぐろ遊漁事務取扱要領」をご確認のうえ、採捕実績報告書様式をダウンロードしてご使用ください。

(5) クロマグロ遊漁の周知について

クロマグロ遊漁の管理内容については、以下のポスターを作成し、釣具店、マリーナ等に店頭での掲示のご協力をいただいております。掲示、配布等に使用される場合はダウンロードしていただき、適宜ご利用ください。



クロマグロポスター(PDF : 868KB)



採捕報告ポスター(PDF : 538KB)

2.令和5年度の採捕実績

クロマグロ（大型魚）遊漁採捕量（令和6年2月1日更新）

令和5年 4~5月	6月	7月	8月	9~12月	令和6年 1~3月	合計
4.4トン	10.6トン	8.1トン	3.9トン	4.3トン	6.0トン	37.3 トン

(※3 過去の規制措置の内容はコチラ)

(※4 令和5年度クロマグロ遊漁の採捕報告数)(PDF : 258KB)

3.採捕したクロマグロの販売について

遊漁者が採捕したクロマグロを営利を目的に販売し利益を得ることは「沿岸くろまぐろ漁業」を営むことになります。沿岸くろまぐろ漁業の承認について定めた広域漁業調整委員会の指示に違反することとなります。例えば、自身で採捕したクロマグロを自身が経営する飲食店で提供する場合は違反に該当する場合があります。これまでに、遊漁者が採捕したクロマグロを自ら経営するお店で繰り返し提供するという事案が確認されています。なお、市場関係者に対しては、遊漁者が採捕したクロマグロを受け入れないよう、また上記に例示した事態に接した場合には水産庁に情報提供するよう下記添付のとおり要請をしているところです。

○遊漁者が採捕したくろまぐろの取扱いについて (PDF : 284KB)



(※参考) 漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(令和6年6月26日公

漁港監理官の設置（漁獲物の監視・検査体制の強化）報告資料

3-4

- 近年、国際的にIUU（違法・無報告・無規制）漁業の撲滅が強く求められるとともに、地域漁業管理機関において漁獲量の管理を中心とした資源管理が行われている中、我が国においても改正漁業法において漁獲可能量（TAC）による数量管理を基本とした資源管理を推進。
- しかし、国内では、漁獲物の陸揚げが現場においてTAC報告の正確性を担保するための監視・検査体制が存在せず、漁獲量報告に係る疑義案件も発生している状況（例：大間等でのクロマグロ漁獲未報告事案（青森県））。
- このままでは、国内の資源管理の実効性が損なわれるだけなく、我が国の漁業管理に対する国際信用の失墜により漁獲枠の拡大も認められなくなるおそれ。
- このため、従来の取締船による洋上監視による洋上監視に加え、漁獲物の陸揚港における漁獲量報告の監視・検査体制の充実は極めて重要。

